男女貞潔之理想　公娼廢止之主張
會長 島田三郎　副會長 安部磯雄

廓清

明治四十四年八月一日創刊
大正七年十一月一日第三種郵便物認可
（大正九年七月十日印刷）
（大正九年七月十日發行）
（毎月一回十日發行）

第十卷第六・七號

東京 廓清會本部 發行

廓清
THE PURITY

第十巻第六・七號

大正九年七月



廓清時言

獨逸の公娼制度廢止

人類を潰滅し文化を呪咀する花柳病及び結核を、獨逸國内より驅逐し盡さんとするの大運動は、既に數年前に熾んに起りつゝありしが、大戰爭より生じたる國家の危殆なる運命は、其民族の内剖的實質的大改造を行ふの急に促されたるか、愈々先般普國議會は斷然公娼制度（取締主義）を廢するの決議をなしたり。抑も獨逸に於ける賣淫取締制度は、公娼制度と云ふよりは寧ろ私娼制度と爲すを當れりとすべく、默認登錄の制にして、警察官署は秘密に鑑札を交附して花柳病の監視を受けしむる規定なりしに、今次の改革に於ては、吾人の常に提唱するコッペンハーゲンの制度に類似するものとなりたり。蓋し此の丁抹に於ける制度は、目今の處賣娼取締制度の最も進歩せるものなるが故に、漸次各國が之に近接し來るは當然といふを得む。

默認登錄の制にして尙且つ改革の必要を感ずる時代にありて今尙ほ遊廓妓樓の、公認集娼制度を敷きて平然たるの我國は、人道上風教上衞生上世界の進運に遲るゝも亦甚しといふべく、吾人は賃金と肉慾の二重奴隷たる公娼解放運動に、一層熱烈なる同志の奮鬪を希望し。左に獨逸多數社會黨の機關誌「フォールウェルッ」紙の揭ぐる處を譯載せん。

『民主々義が非常に長足の發達を爲したに拘らず、尙公然人權を剝奪せられ、奴隸の境遇にある人種があつた。それは賣淫者であつた。國家は彼等を道德上甚だ不都合な者と考へるやうな外貌をしてこれを迫害した。時には一定の地區に押込め、時には甚だ不完全な規定の下に取締つた、併しそ

の同じ國家が他方に於ては賣淫は現在の社會狀態に於ける止むを得ざる產物であるといふ事實の前に、眼を閉づることは出來なかつた。斯くてあらゆる追害を加ふる中に、或る程度に於て默認するといふ實情であつた。併し賣淫者は默認が何れだけの程度まで及ぶか、いつまで續くか、常に不安の裡にあらねばならなかつた。法律上からは違法であるが、併し默認されてゐるといふ狀態にある彼等は、其の監視の任にある警察官の思ひ通り勝手にせらるゝ外はなかつた。賣淫者に家を貸與せる者は賣淫を容止せるものとして罪せらるゝといふ馬鹿げた狀態が今日尙ほ存在してゐる。勿論之を起訴するといふことは實際あまりない。若し一々起訴することゝなれば三萬乃至六萬の賣淫婦が路頭に迷はなければならぬであらう。けれども一朝起訴されるとがあれば、數百年來默認されて居つたといふて見ても駄目である。此の狀態の結果、辛い目に合ふものは結局賣淫婦である。何となれば法律上不安の結果、彼等は家主より暴利を貪られ、警察官からは思ふがままに扱はれるからである。

革命が此の虐げられたる者を其の奴隷の狀態より解放した。普國議會は昨日取締規則の廢止を議決した。賣淫に伴ふ惡果殊に花柳病の豫防上から見て取締主義や遊廓主義は極めて不適當の制度である。それにも拘らず普國の取締主義は千七百九十四年以來引續き行はれて居つた。此の主義の要點は、賣淫婦の或る者を名簿に登錄し、之れを彼等の恥を構はぬ方法で監督し檢診するといふにある。

一度此の汚辱的監督の下に立つた者は再び正業に歸るといふとは不可能であるから、賣淫者は極力此取締の下に立つことを遁れんと努むる。而して其努力は大部分成功する。從つて取締の下に立つて居るものは賣淫者のほんの一部に止まるのである。然るに男子の側には凡て賣淫を以て業として居る者は、悉く警察の監督の下に立ち檢診を受けてゐるものといふ誤信がある。其結果花柳病豫防上要心の周到を缺く。

既に久しき以前より此の制度の誤れることは認められながらも、此の制度を廢止するといふことは、道德的假面を被つて居る官僚的反動的分子によりて防げられたのも、戰爭の結果が改革の動機となつたが、此の點に於ても最も頑强なる舊弊家をして改宗せしめたものは戰爭の結果である。戰爭は鋼鐵浴（Stahl bad）である。之れに浴する者凡てを洗淨して淸くすると云はれたが、其の誤れることは花柳病豫防の點に於ても證明された。戰爭は風儀を善くするどころか、花柳病を非常に增加した。幾百萬の男子が幾年も其の家族と離れ、性交は賣淫者に求むるの外なき狀態に於て、花柳病の增加するといふことは、見易きことである。今日に於ても中世紀に於て然りし如く、賣淫者は軍隊に從つて集まつた。戰爭に依る花柳病の傳播は、今日猶ほ終了の域に達せぬ、占領地域とかハルチルム軍の屯所とかいふ樣な部隊を爲してゐる軍隊の在る所では、今日猶ほ盛んに行はれて居る。此の國民の健康を威赫する現象に對しては舊來の制度では到底駄目である。そこで普國議會は事實の『楨扞』に動かされて、全會一致を以て制度を捨てることに決議した。

新に採用せられた『花柳病豫防法』によりて賣淫者に對す

る警察上の取締は廢止せられた。而して其の代り「手當所」及「相談所」が設立せられて、凡ての花柳病患者に治療を受くるの義務及屆出の義務(姓名は記するに及ばず)が命ぜられ、無料にて治療を受くるを得る事とせられ、賣藥及通信治療防遏に關する規定が設けられ、其の他花柳病の傳染防止の爲めにする罰則の規定が設けられた。

新法の花柳病豫防に關する規定の基礎となつてゐる觀念は大要左の如くである。

賣淫を買ふ者は澤山あるが、その中で或る者が會々病氣に罹つたからといふが爲めに、其の者のみが舊道德の觀念に依て不道德の汚名を附せらるゝといふ筈の者でない。只花柳病患者は實際社會公衆に危險であるから、其危險を除去する爲めに治療を受けしむるの必要があるといふことになる。而して其治療を受けしむるに當つては、醫師の選擇其の他に於て可成個人の自由を保護し、又必要なる監督をなすに當つても患者の姓名及罹病の事實が世間に知れぬ樣にあらゆる保證を與ふるといふことになる。此點に關し最も嚴密なる保證を與ふる必要は、然らざれば患者があらゆる手段を盡して治療を受くることを遁れんとする點のみより見ても明かである。絶對の秘密の保證されてゐる國では、治療を遁れんとする傾向は少しもない。治療強制及屆出の義務(無名にて)が、凡ての人に對し同樣に命ぜられて居る。斯くて賣淫者に對する特別扱が廢止せられた。營業として賣淫を爲す者は將來と雖も健康證明書を必要とするのであるけれども、從來の如き警察上の監督即ち檢梅の制度は全然廢止せられたのである。

從來の制度の根本の缺點は、賣淫者に對して全力を傾注し他の花柳病患者及傳播者は之れを放任して置くといふ點にあつた。賣淫者より病氣を得た男子は、自由に幾人かの他の婦人に病氣を傳染せしめたのである。此の場合に刑法傷害罪の規定は之れを適用し得べきも、其の證明は甚だしく困難である。然るに新法は花柳病患者の同衾自體を以て犯罪とした。其の傳染を證明せずとも同衾したといふ事實だにあれば、之れを處罰し得るといふことにした。之に依つて花柳病傳染の主なる源泉が防止せられた。花柳病の保姆が兒童に哺乳するに依り、又は花柳病の兒童を健康なる保姆が哺乳するに依り起る傳染に對しても、適當の規定が設けられた。(下略)

藝妓と飛行家の墜落

我國の飛行が遲々として軍事的にも社會的にも未だ實用の域に達せず、徒らに太西洋横斷の電報に驚心し、羅馬東京間の大飛行に駭目するのみにて、大和魂の武士道のと空威張する日本が、僅に京阪郵便飛行にすら天候のみ痛癒して充分の成積を見る能はざる有樣なるは、國民の等しく齒痒さを感ぜざる能はざる處なるが、如斯は果して機體の劣惡發動機の不完全に因する乎、抑も亦飛行家に缺點の存するに在る乎、大に反省考慮すべき國防上文化上の重要問題也。

而して吾人の常に思ふ處のものは實に飛行家の德操正しからざるが爲めに非るなきかとの疑也。彼等が緑酒に親しみ靑樓に痴態を盡すの新聞記事は吾人の頻々として目擊する處。前夜の酒精によりて空中に眩暈を感じ、或は周到なる注意力を失ふは睹易き道理なるに、更に醜業婦と同乗して墜落する者を出すに至つては、寧ろ噴飯すべきを知つて同情するに苦しまずんば非ず。乍併、今後醜業婦輩と空中に戲むるゝ者の善き誡めとなり得たるは、吾人の密に感謝する處也(江南)



反動來と反省

廓清會長　島田三郎

□大戰亂は各國民の積惡に下れる天火

靜に社會の形勢を考ふるに、現在の日本は種々の點に於て憂慮に堪えざる事が多い。外は世界の調子と合はざる處あり、內は同胞の間に信賴の念が薄らぎつゝある。一言にして云へば、凡てのこと省慮を缺き、誠實なきの缺點を現はしてゐる。甚だ言ふを快しとせぬが、五年に亙れる世界の大戰に於て、日本は根柢に人道と遠ざかつた點があつた。國人總てとは言はねども、表面に現はれて動いてゐる國民の間には、確に世界の同情を失ふ可き原因があつたのである。

顧るに今回の大戰は世界未曾有の大災害であつて、喩へを引て言へば、人類の墮落が積つて神の怒りに觸れ、其責罰を被るべき大洪水か、若しくは天火の下つた如きものであつた。現代の人間は、何れの國民も利己主義が盛んで、神の目からは正に責罰を被るべき罪惡が心中に潜んで居つた。是が戰爭の原因である。併しまた之と相對して非常な歎美すべく尊敬すべき立派な精神が此間に動いて居つた。此時に當りて善の側に立つ人は、此大災害が早く止んで、平和が早く回復して、更に其の永續せんことを熱烈に希望した。

□戰爭を喜び道德心を墮落したる日本

然るに日本國民は、總てとは言はぬが事業界に全身を傾注せる普通の人々は、何と考へたか。此の戰爭が止めば不景氣になる。一日も戰爭が繼續して其間に富資を集め、商工業を盛んにし、事業を擴め、歐羅巴の資源を我國に引寄せて自個の富榮を計らんとし、熱心に戰爭の一日も永からんことを冀望した。此賤しむべき思想は或期間日本を支配し、平和近しと言へば眉を顰むる者を見たのである。此心は極めて天意に背いたものである。日本の人は歐米人の利己心を攻擊し、口を義戰に藉りて權

る警察上の取締は廢止せられた。而して其の代り『手當所』及『相談所』が設立せられて、凡ての花柳病患者に治療を受くるの義務及屆出の義務（姓名は記するに及ばず）が命ぜられ、無料にて治療を受くるを得る事とせられ、賣藥及通信治療防遏に關する規定が設けられ、其の他花柳病の傳染防止の爲めにする罰則の規定が設けられた。

新法の花柳病豫防に關する規定の基礎となつてゐる觀念は大要左の如くである。

賣淫を買ふ者は澤山あるが、その中で或る者が會々病氣に罹つたからといふが爲めに、其の者のみが舊道德の觀念に依て不道德の汚名を附せらるゝといふ筈の者でない。只花柳病患者は實際社會公衆に危險であるから、其危險を除去する爲めに治療を受けしむるの必要があるといふことになる。而して其治療を受けしむるに當つては、醫師の選擇其の他に於て可成個人の自由を保護し、又必要なる監督をなすに當つても患者の姓名及花柳病の事實が世間に知れぬ樣にあらゆる保證を與ふるといふことになる。此點に關し最も嚴密なる保證を與ふる必要は、然らざれば患者があらゆる手段を盡して治療を受くることを遁れんとする點のみより見ても明かである。絶對の秘密の保證されてゐる國では、治療を遁れんとする傾向は少しもない。治療強制及屆出の義務（無名にて）が、凡ての人に對し同樣に命ぜられて居る。斯くて賣淫者に對する特別扱が廢止せられた。營業として賣淫を爲す者は將來と雖も健康證明書を必要とするのであるけれども、從來の如き警察上の監督卽ち檢梅の制度は全然廢止せられたのである。

他從來の制度の根本の缺點は、賣淫者に對して全力を傾注し、他の花柳病患者及傳播者は之れを放任して置くといふ點にあつた。賣淫者より病氣を得た男子は、自由に幾人かの他の婦人に病氣を傳染せしめたのである。此の場合に刑法傷害罪の規定は之れを適用し得べきも、其の證明は甚だしく困難である。然るに新法は花柳病患者の同衾自體を以て犯罪として其の傳染を證明せずとも同衾したといふ事實だにあれば、之れを處罰し得るといふことにした。花柳病の保姆が兒童に哺乳するに依り、又は花柳病の兒童を健康なる保姆が哺乳するに依り起る傳染に對しても、適當の規定が設けられた。（下略）

藝妓と飛行家の墜落

我國の飛行が遲々として軍事的にも社會的にも未だ實用の域に達せず、徒らに太西洋横斷の電報に驚心し、羅馬東京間の大飛行に駭目するのみにて、大和魂の武士道のと空威張する日本が、僅に京阪郵便飛行にすら天候のみ痛慮して充分の成積を見る能はざる有樣なるは、國民の等しく齒痒さを感ぜざる能はざる處なるが、如斯は果して機體の劣惡、發動機の不完全に因する乎、抑も亦飛行家に缺點の存するに在る乎、大に反省考慮すべき國防上文化上の重要問題也。

而して吾人の常に思ふ處のものは實に飛行家の德操正しからざるが爲めに非るなきかとの疑也。彼等が綠酒に親しみ靑樓に痴態を盡すの新聞記事は吾人の頻々として目擊する處。前夜の酒精によりて空中に眩暉を感じ、或は周到なる注意力を失ふは睹易き道理なるに、更に醜業婦と同乘して墜落する者を出すに至つては、寧ろ噴飯すべきを知つて同情するに苦しまずんば非す。乍併、今後醜業婦輩と空中に戯むるゝ者の啻き誡めとなり得たるは、吾人の密に感謝する處也（江南）



反動來と反省

廓清會長　島田三郎

□大戰亂は各國民の積惡に下れる天火

静に社會の形勢を考ふるに、現在の日本は種々の點に於て憂慮に堪えざる事が多い。外は世界の調子と合はざる處あり、内は同胞の間に信頼の念が薄らぎつゝある。一言にして云へば、凡てのこと省慮を缺き、誠實なきの缺點を現はしてゐる。甚だ言ふを快しとせぬが、五年に亘れる世界の大戰に於て、日本は根柢に人道と遠ざかつた點があつた。國人總てとは言はねども、表面に現はれて動いてゐる國民の間には、確に世界の同情を失ふ可き原因があつたのである。

顧るに今囘の大戰は世界未曾有の大災害であつて、喩へを引て言へば、人類の墮落が積つて神の怒りに觸れ、其責罰を被るべき大洪水か、若しくは天火の下つた如きものであつた。現代の人間は、何れの國民も利己主義が盛んで、神の目からは正に責罰を被るべき罪惡が心中に潜んで居つた。是が戰争の原因である。併しまた之と相對して非常な歎美すべく尊敬すべき立派な精神が此間に動いて居つた。此時に當りて善の側に立つ人は、此大災害が早く止んで、平和が早く囘復して、更に其の永續せんことを熱烈に希望した。

□戰爭を喜び道德心を墮落したる日本

然るに日本國民は、總てとは言はぬが事業界に全身を傾注せる普通の人々は、何と考へたか。此の戰爭が止めば不景氣になる。一日も戰爭が繼續して其間に富資を集め、商工業を盛んにし、事業を擴め、歐羅巴の資源を我國に引寄せて自個の富榮を計らんとし、熱心に戰爭の一日も永からんことを冀望した。此賤しむべき思想は或期間日本を支配し、平和近しと言へば眉を顰むる者を見たのである。此心は極めて天意に背いたものである。日本の人は歐米人の利己心を攻撃し、口を義戰に藉りて權

利を獲得し、領土を擴めるに過ぎぬといふ。是種類の人物の居ることは事實である。然れども之と同時に或點に於て此利己心を制する反對の反動が同時に歴然と表はれてゐる。假へば戰爭に參加するもせぬも自由で、是非聯合軍に參加せねばならぬ必要なき米國が、何故に參加して、物質的に何等の要求する處なくして、たゞ戰爭を早く止めたいとの動機から全國奮つてあらん限りの力を傾けて大軍を出したか。此時に米國は船舶の缺乏を感じて日本に船を借りたいと申込んだ。當時の實業家の是に對する態度は、船も貸すが、是に對して若干の鐵、若くは同種類の物を呉れなければ船を貸せぬと、隨分精密の利益勘定をしたのであつた。

こは一例に過ぎぬが、戰爭に就て利益を占めるといふ此の思想が、日本に横溢して、物貨の殖えると共に、日本民族の餘りに利己的傾向を示して世界の同情を失はんとする傾向があつた。是等のとは、日本の心ある者も眉を顰めたのである當時の新聞を繰返して見れば、日本の繁榮は戰爭の繼續にありと思ひ、戰爭の永く續くことが利益であるとの潛める心を蔽ふことは出來なかつた。重ねていふ、日本國民は皆さうではなかつた。人類の爲めに一日も早く平和を希望し再び此の如き戰爭の起らぬ樣國際的制度を組織したいと切望した人の在るのも事實である。併し此戰爭に於て世界各國が等しく國步艱難の時代に、獨り日本が意外の利益を受けて、驕奢に耽り、道德上の缺點を暴露した事實は蔽ふことが出來ない。戰爭の爲めに物價暴騰して同胞が生活難を訴ふる叫びを耳にするも何の感じも無き政治家商工業の冷酷なる階級のあつたのも事實であつた。

□反動來つて世界の同情去る

此の反動は、遂に二つの形を以つて戰後に現はれた。戰爭によつて利益を占めたのは日本であるとの評言は、外國人の間に傳播した。果して日本は何の利益を得たか。金貨の增加したのは利益である。併しそれは日本の道德を高むるものとならずして、其多くは却て放逸に陷り、驕奢に流るゝ原資となつた。物價の騰貴は知識階級や精神的活動者を壓迫して物質的勢力を無限に擴張せしめた。而も此の反動は現時見るが如き恐慌を以て報いられた。

單に之は經濟上のことゝ見てはならぬ。今後是れが戰前の形勢に立戻り、其水準を得る迄には幾多の苦惱を嘗めねばならぬであらう。現時總ての階級内に於て種々の困難を受けてゐると同時に、外部からは日本民族の膨脹を押へんとする形勢を表はした。個々に之を說明すれば政治的にも社會的にも指摘するに違がない。斯の如きは正に高尚なる精神を物質化して、美しき情操を滅じた結果である、同じ動機が諸方面に種々なる形を以て表はれ、朝鮮に於ける不穩の形勢も是が原因である。日本民族を本位とする半島は從來の統治者を失ひ我に服從した憫むべき他の民族である。日本民族の之に對する同情の缺乏が、此の不穩を招くの原因となり。支那に於ても日本の力を以て御し得る間は相當に國人の手は伸びたが、一旦世界の同情が日本に薄く支那に厚き形勢と變ずれば、直に種々の難問題も生じ來るのである。

□米國及加奈陀の此事實を奈何

一度國民的信用を外に失へば、物質的損害も亦是より起る其一例は米國加州に於ける借地の問題で、一昨年から昨年にかけては、三年の借地權を十年に延ばさうといふ州政府の原案が之れ迄の希望であつた。然るに俄然其形勢は一變して或は現在の期限を一年に縮めんとの説もあり、甚しきは州の憲法を改正して、米國に生れても歸化權なき父母の子は米國民たる權なき事にしやうといふ者もある。其根原は日本の民族が他民族に對して同情が缺乏してゐるとの説を宣布せられた結果である。此宣布は朝鮮に於ける出來事を利用せられたのである。其の利用したことゝ此の加州に於ける運動とは、道理から見て決して當然ではない。彼の爲すことも不道理たるは疑を容れぬが、斯の如く利用せらるゝは、我民族が他に同情なく世界に疏外せらるゝ原因を蒔いたからである。日本國民は根柢に道德的觀念を養ふて、萬事を目前の利益勘定に決するの陋習を一掃せねばならぬ。

最近又、英領カナダに一の事實が起つた。更にその事は一種の難問題として續くであらう。外でもないが今回の大戰に加奈陀領に於て徴兵を行ふや、其徴召に應じて出兵する者は歸化權を許し選擧權を與ふべしとの一般的命令を發した。彼地にある日本人が百八九十人之に應じて戰場に赴いた。其内四五十人は戰死したのであつた。負傷者の數は元より其れ以上に上つた。約によりて今年に至り加奈陀政府は歸化と選擧權を與へんとする法律を出さうとした。然るに反對黨は之を打消して、此に移住したる日本人は本國に於てすら未だ選擧權を持たぬではない乎。之に對し他國に於て選擧權を與ふる必要があらうか。且つ其民族は植民地の國情に共鳴するものでないから、歸化權を與へぬ方が可いとの説熾んとなるに至つた。併し先約があるので出して否決されるのは困るから是を延期して有耶無耶の裡に葬つたのである。

□國際的意識の缺乏と誤れる憂國心

要するに此の戰爭の間に、一時日本の物質的勢力は伸びたが、精神的に多大の傷害を蒙つてゐることを考へねばならぬ。日本の國民を評する毎に、槪して侵略的民族であるとの評言は、事實に於て然ると然らざるとを論ぜず、最早世界に傳播して容易に除き難くなつて居る。自國と自國民との利益を考へるが、他國と他國民との利害に共鳴しない者であるとの浮評は、漸次彼等に强く印象した。事實然らざれば何れの時にか拭ひ去られるであらうが、若し一點事實なりとせんか、大に反省の要がある。日本に非常に同情ある米國の慈善家某氏は、嘗て或人に語つた『六十年間日本が非常な進歩をなした、其結果舊日本の殼を脫して、新日本を現出し立派な進歩を遂げたる日本の民族の能力に敬服する。併しながら更に偉大なる國民とならんとするには二つのことをお勸めする。一は國際的意識である。永い鎖國の間は此の觀念が缺けて、まだ充分に成長しない。一は善かれ惡しかれ打明ける眞實を語る率直の精神を養はれたいものである。自國の缺點を語るのを非愛國と考へて、非と見認めても是を明言せぬのが日本の通習と思はれる。隨て之を矯正する奮勵心が乏い、それよりも事實を明らさまに語つて着々其短を補ふ誠意を養ふとは國民の教育上大切であると思ふ。此點に於ては單に日本のみに要求するのではない。東洋の教育即ち孔子の感化を受けつゝある國々皆然りであると思ふが如何であらうか』と謙遜の態度を以て語られた。此點に於ては確に日本國民の反省すべきを感ぜしむるのである。

都市政策と道德問題

早大教授
廓清會副會長　安部磯雄

□電車問題と道德の關係

都市問題といふ事に就ては今日まで世の中の人達が極めて等閑に附してゐた問題である。熟く考へて觀れば此の問題ほど吾々の生活上に直接關係を有するものはないのであるから、從つて都市生活者に取つては一刻も忽せにする事の出來ない重要な問題でなければならぬ。成程一國の盛衰奈何に係はる處の中央政治の問題もまた極めて大切な事には相違ないが、さりとて其の一面に於て都市問題に就ても大に考慮する必要があるではなからうか。

現在我が東京市の狀態は何うかといふに、何れの方面を見渡したところで是れが完全してゐるといふ設備がない。設備の不完全といふ事は吾々市民の日常の生活上に於ける幸福奈何の問題に關係がある許りではなくて、延いて道德上の問題までにも波及して來るのである。謂ふ迄もなく人は其の境遇に依つて思想も多少變つて行く。若し人を善良な境遇に置けば惡人と雖も自づと善人になつて來ると同樣に、如何に善人でも其の境遇が惡かつたなら、何うしても心が惡い方に傾き易いのである。此の理由から近來都市問題に就て痛切に感するのは電車の問題である。尤も値上後に於ける電車の狀態は稍々混雜が緩和されたやうな傾向があるけれども、値上前の混雜狀態と云つたら全く言語同斷であつた。殊に朝夕などは何の電車も滿員で、寧ろ電車に乘るといふ事が大なる危險を冒さなければならないといふやうな狀態であつた。斯かる狀態では吾々の生活上に及ぼす不便な感じ許りでなく、遂には是れが道德上にも及ぼして來るのである。第一來る電車が皆滿員鈴なりの狀態であつては、自分の乘る事が既に困難なのであるから他人の事などを思遣つてやるといふ餘裕がない。それが爲め老人や婦人や小供等の如き者を顧みる遑がなくなるのは勢ひ止むを得ない譯である。

斯る狀態を觀ると如何にも悲むべき事であるやうに思はれるが、事實他人を押除けて吾先に乘込む所謂不人情な人その者は、實は極めて親切な而して柔しい心掛けを有つて居る人なのである。若し滿員でない場合には席を他人に讓る位の溫い心がある人である。然るに一度滿員續きの場合に遭遇せんか、其の是非などを問ふ事なくして却つて他人を押除けて迄も乘らうとするやうに變つて畢ふ。斯くの如きは考へて觀ると非常なる大問題であつて、如何に學校で倫理の講義を爲した處で、只だ一つの電車の爲めにそれは遂に水泡に歸して了ふのであるから、之れを捨置くといふ事は堪へられないのである。

市當局が之れに對して何等の改善も設備も爲し得ないとい

ふ事は確に大なる恥辱であると謂はなければならない。外國に於ける電車の運輸狀態を參照して觀ても逐年其の乘客數が增加して行くといふ事は明白なのであるから、我が東京市に於ける電車も矢張りそれと同じやうに不都合の生じないやうに、前からそれ相當の準備を爲して置かなければならぬ筈である。それが所謂當局の責任といふものであつて、それを爲し得ないといふ事は無能と云はふか、何と云はふか兎に角一大失態であると謂はねばならぬ。

□自働車に對する市民の反感

最う一つは之れも常に私共の考へて居る事であるが自働車の問題である。是れは外國と日本とは其の趣きが非常に異つてゐるが、恐らく外國では自働車に對して、日本のやうに多くの人達が反感を抱いて居るといふやうな狀態ではないと思ふ。勿論自働車が出來た許りの時代には、多少反感を抱く者もあつたのであらうけれども、今日では必要品として何人も是を利用する事が出來るやうになつて居るから、勢い反感を起す理由が少くなつて來たに違いないと思ふ。

然るに我國では自働車に對して反感を起す人達が非常に多いのである。畢竟我國では未だ自働車の必要がないといふ見解を抱いてゐるやうに見受けられるが、是れは獨り富豪のみの罪ではなくて、寧ろ制度の罪と謂はなければならないと思ふ。其の制度の罪とは卽ち道路の問題である。若し道路に人道と車道との區別が整然とついて居るならば、別に自働車に對する反感を抱くやうな事にはならないと思ふ。車道に泥水が氾れるやうな事があれば、或は其の飛沫の爲めに反感を抱く場合もあるであらうけれども、大概は左程反感を抱かされるやうな目に遭遇しない。然るに近頃でも動もすれば自働車に泥水を見舞はれる事が往々ある。それが一回なら未だしも二度なり三度なり度重なると、遂には自働車に對して反感を抱くやうになつて來る。泥水許りでない、又た天氣の時でも砂塵を卷いて行くやうな其他種々なる不快の感がある。あれやこれやで隨分多數の市民が被つてゐる迷惑は決して鮮くはないと思ふのである。

□制度の不完全と當局の怠慢

併し乍ら熟く考へて觀ると、是等の事は不可抗力に據る處の改善する事の出來ないものではないのであつて、人力を以つていくらでも矯正し得る問題なのである。第一現在に於ける道路の狀態は如何にといふに、到底お話しにも何もならない程慘なものであるにも拘はらず、斯かる道路を有つて都會生活に甘んじて居るといふ事は實に驚く可き事と謂はねばならぬ。若し木道であるならば（本鄕の大學前通りのやうな）一回の撒水に依つて、暫時の間塵埃が立つやうな事はない筈であるから、左程通行人に不快な感じを起させずに濟むに相違ない。凡て斯樣に設備を完全にして行くならば、其の結果は勢ひ反感を抱く者が少くなるのは當然であつて、是れを考へても市民の心が素直に行く可き筈の處を、險惡な考へを持たせるといふ事は市の設備の不完全な點から來て居る場合が多いといふことが出來る。よく市當局は何事をするにも財

源が無くて何うにも方法が付かないといふ様な事を耳にするが、眞實眞面目に市の施設に就て考慮し實行せんとする精神があるならば、市民は金を吝まず改善の爲めに甘んじて夫れに應ずるに相違ない。

然るに市當局は何時も財源の不如意といふ理由を楯にして何事も遣らうとはしない。私共は此の意味に於て、市當局の無能を殘念に思ふのである。例へば次に述べやうとする問題の如きも、今から約十年も前から私が叫むで居る事であつて、將來に於て必ず遭遇すべき處の下水問題に就て市當局は一體どんな考案を持つて居るのであらうか。兎も角一刻も早く下水を作つて、大小便をそれに流すやうな事にしなければ、遂には市民が大なる苦痛を感ずるやうになるのは明白な事であると謂はねばならない。現在に於ける糞尿の始末は汚穢屋なる者が持つて行くのであるが、白晝市街に臭氣を四散して歩くといふ事は餘り體裁の良いものではない。見る者をして不快な感を起させるのである。

□將來必ず起る可き糞尿問題

目今工事中の下水工事は大正十六年迄に完成させるといふ事であるが、實際はそれまでに完成するか何うか頗る怪しい、疑はしい。それも大小便を流す事が出來るか何うか分らない。斯る有様ては將來此の糞尿問題に就て考へると洵に心細いやうな感がある。今日でも餘程此の問題の爲めには困つて居る人達が多いのであるから、將來は益々酷くなつて多額の金を出さないと糞尿の處置をして吳れなくなるに違ひない。さうなると何うしても切端詰るまでは我慢するから、其の結果勢ひ不衛生的に傾くが爲めに生活上に不愉快を來す譯にある。斯る事を市當局が其日々々に押通して行くといふ事は、遂に大なる困難に出會するといふ破目に陥つて了ふのは當然な話て、それが如何に日本人の習癖とは謂へ全く面白くないことであると思ふ。世界の大都市と肩を並べる此の東京市が、斯樣な問題を等閑に附して居るといふ事は實にお話しにもならない恥辱であると謂はなければならない。丸之内に大きな建物が盛んに建築された曉に、其の大小便は何うするかといふ事を是非とも考へる必要がある。現に海上ビルデングや、東京驛や、日本銀行などでは水て以つて之れを濠に流して居るといふ事を聞くが、其の始末の方法に就て市當局は一考したなら何うであらう。獨り市當局許りではなく、之れを知りつゝ默認して居るといふ市民も實に無神經極まる事と謂はねばならない。

斯くの如く考へるだに不愉快な感じをする此の問題を、何うしやうともしないで其場限りの間に合せ手段のみを採つて深く將來を考へぬといふ事は情ない話であると思ふ。此間までは糞尿を無料で吸取つて貰ふ事が出來たが、最近では其の時と場合とに應じて相當の吸取料といふやうなものを拂はなければ何うしても吸取つて吳れない。だから出來得るだけ辛棒して了ふ。斯くして精神上にも經濟上にも共に其の蒙る損害といふものは、各家毎に及ぼして不愉快な事が增す譯である。だから私共の生活上から考へて觀れば、小なるやうで實に大なる問題である事を忘れてならぬ。斯樣に數へ擧げ來れば都市問題として、幾多の研究を要するものが多いのであるから、徒らに中央政府の問題を論ずるよりも、先づ吾々の住むでゐる足下の市の問題に就て研究する必要がある。此の意味に於て中央政府の問題を頭から大問題として取扱ひ、市の問題を初めより小問題として掛つてゐながら、其小なる問題（實は大問題なのであるが）に手を染めやうともしないといふ事は、甚だ順序が違ふやうに考へられる。私共は是非とも市民の反省を望むで止まないのである。

内縁の妻

法學博士　穂積重遠

私は廓清會の講演會に出席して御話をさして戴くのは、今回が始めてゞある。併し廓清會の御趣旨に就ては豫て洵に結構な事であると衷心から御賛成して居つたのである。從つて今回も廓清會からの御請求に對して少しも御遠慮せずに御引受けしたのである。けれども何か御趣旨に適ふやうな御話をして、出來得べくんば此立派な御仕事に對して微力ながらも、御力を添へたいと云ふ考である。併し果して其期待に添ふ所の御話が、出來るか否かは分らぬのである。私の趣旨は何か此會の御仕事に少しても關係のある、そして私の專門の方面とも關聯して居る御話をして見たい。と云ふ考で此「内緣の妻」と云ふ題を選んだ次第である。

一、法律の理想

私は法律の方を勉強して居るが、此法律なるものは。何を理想として居るものてあるか何の爲に法律はあるか、と云ふ事は法律を研究する者の第一に考へねばならぬ問題てある、私の考の極めて其一斑を申すと、法律なるものは、何も別に難かしいものてはない、吾々の事實生活の規則てある、吾吾の社會生活の規則てある。從つて事實と法律は決して別物てはない、又此三者は必らず一致しなければならぬのみならず一致させねばならぬのてある。故に若し此事實生活と法律生活とに喰違つて居る點があるとせば、其法律なるものは眞に理想郷に達して居るとは言いないのてある。事實は斯うてあるが法律ては斯うてある、と云ふ風に一致せざる場合には其何れにか惡い所があるからてある。

例へば刑法の適用にしても、裁判所が或人の行爲を罰すると云ふ、併しそれを吾々が道徳的に考へて見ると、格別惡い行爲とは思へぬ。然るに法律上惡いとすれば、是は確かに其刑法なるものが理想の刑法てはないと云ふ事が、言ひ得るのてある。併し私は勿論此法律を以て世の中の森羅萬象を蔽ひ盡すべしと云ふのてはない、私自身が法律なるものは決して萬能のものてはない、萬能どころか社會の極めて一少部分の範圍内に於てのみ、能力を有つて居るものてあると考へて居る。

二、事實生活と法律生活との一致

吾々の生活なるものは先づ以て道徳に依つて支配せらるゝのてある。然るに道徳的罪人ならざる人も往々法律的には罪人となる場合が多い、是は確に法律が誤つて居るのてある。

我國に於ては現今の法律制度が布かれてから未だ年數も餘り經過して居ない。それ故に種々の方面に於て此事實生活と法律生活とが喰違つて居る、それを一々此で指摘する事は甚だ煩はしいのであるが、先づ其大なるものは此内緣の妻である。其一方に勿論内緣の夫と云ふ問題もある。要するに此内緣の夫婦と云ふものは如何なるものであるか、之を一言にして言へば事實上は夫婦であるが法律上夫婦でない。是が詰り内緣の夫婦である、申す迄もなく吾々の婚姻生活と云ふものは、吾々の國家生活の中心を成すものである。其大切なる社會的中心點に於て、斯の如く法律と事實が喰違つて居ると云ふ事は、吾々の捨てゝ置けぬ問題である。

此問題に就ては私も色々の機會に於て講演會に於て、若くば雜誌等にて意見な發表して居るが、此内緣の妻と云ふものは我國の社會に於て澤山ある。日常の事柄は能く是に因れ成して居る、極く大袈裟に云へば毎日の新聞記事に内緣の夫が何うしたとか、内緣の妻が何うしたとか云ふ事柄の出て居らぬ事はない。即ち事實上は夫婦である、或は其夫婦は立派な婚禮の儀式を擧げて居るかも知れぬ、或は日比谷大神宮、若くは慣習上家庭内に於て、最も嚴肅にして社會から相當なりと認めらるゝ儀式を擧げて居る者もあるか知れぬ。さう云ふ形式的の意味にては嚴肅な形式こそ擧げないでも、二人の關係は決して野合の關係でない。其親族の者、若くは友人近隣て當然のものであると、思ふて居るのもあるかも知れぬ、之等の男女は實際上は正に夫婦である、又道德上も夫婦である、然るに法律上はそれを夫婦と認めない。内緣の夫婦と云ふ、誰の考へた名稱か知れぬが法律ては全然妻と夫と言ふ夫婦の關係は事實上立派なものであるに係らず、之を認めて居らぬのてある。

三、内緣夫婦の發生原因

然るに法律は如何なるものを夫婦と云ふか此關係を規定したものは御承知の通り民法である。民法の七百七十五條に簡單に『婚姻ハ之ヲ戸籍吏ニ屆出ツルニ因リテ其效力ヲ生ス』如何と書いてある、詰り戸籍吏に屆出づると否とに依つて、それに立派な式形を踏んでも戸籍吏に屆出てなかつたならば、それは法律上夫婦てはないのである、法律の言葉で之を申すと、形式婚主義とでも云ふか、形式に依つて事實婚姻なるや否やを決するのである。若し形式にのみ據らずして爲すものを事實婚主義と名付けるなれば、我民法は事實婚主義てはなくして形式婚主義である、と云ふて宜いと思ふ。此現行法律は明治卅一年から行はれて居るのてある、其以前明治維新後の民法施行前には、此難問題を如何に取扱つて居つたかと云ふ事は一寸疑問である。それには色々の說もあるが私の見る所では、それ迄の取扱は、全然今日の如き形式婚主義ではなかつたやうてある、一々詳しい事を茲に申上げるのは煩雜であるが、其一端を云ふと、明治八年の太政官達第二〇八號を見ると、矢張今日と同じやうに見えるのである。それは『婚姻ハ假令相對熟談ノ上ナリトモ相方ノ戸籍ニ登記セサル内ハ其效ナキモノト看做スヘク候條右等ノ屆出等閑ノ所業無之樣精々說諭可致置此旨相達候事』詰り戸籍に屆けない中は實際の關係は何うなつて居ても婚姻とは認めぬぞと云ふのである、其後明治十年司法省達丁第四六號と云ふのに斯う云ふことがある『八年二〇九號ノ諭達後其登記ヲ怠リシ者アリト雖モ既ニ親族近隣ノ者ニ夫婦ト認メ裁判所ニ於テモ其實アリト認ムル者ハ夫婦ヲ以テ論スヘキ儀ト相心得ヘシ』と云ふ達しがある。して見ると、最初の達は成可く屆けろ、それを屆けぬと、

効力はないと強く云つて居る。然るに其次の達しは、先のは甚だ人情に反するやうになるから、近隣の人若くは親戚がそれを事實夫婦と認めて居れば、裁判所亦之を夫婦として論ずべきものてある、と云ふ御達てある。此二つを照し合つて見ると、事實婚主義――事實上夫婦てあるならば法律上それを夫婦と認ぬても、常識から考へて穩當てあるやうに思ふのてある。

四、形式婚主義の特長

然るに民法は其主義を捨て、全然形式的の主義を採つて、屆出の有無と云ふ事に依つて婚姻てあると否とを決する、と云ふ事は當時の法律家が如何にも常識が缺けて居つたかのやうに御執りになる方もあるか知れぬが、是には色々の理由があることてある。西洋文明諸國の法律制度も皆な此形式婚主義になつて居ると大體云ふて差支ないと思ふ。何れの國も何か手續がなければ事實關係のみては不可ぬと云ふ風になつて多くは戸籍吏に對する屆出がなければならぬと規定して居るのてある、英國邊りては教會て結婚の儀式を擧げればそれて宜しい。教會に行つて式を擧げない者は矢張役場に行つて手續をすれば宜い、併し大體に於て我國の民法と同じく民事上即ち法律上の手續をしなければ法律上の婚姻は成立しない、我國の民法のみが甚だ形式的な主義を採つて居ると云ふ譯てはない。

然るに何故に今日も外國の法律はさう云ふ風に法律は形式婚主義か云ふと是は色々の理由もあるが、婚姻と云ふ事は人生非常に重大な事てある。のみならず是は國家社會の大問題てあるから御互の話合に任して置く譯には行かぬ、社會の大事な問題として保護もし監督もせねばならぬ。年の若い者詰り法律の定むる以下の年齡を以て婚姻することは出來ぬと云ふやうな事も設けてある、或は親類關係の近い者は結婚しては不可ぬと云ふやうは道德關係から禁じて居る規則もある。斯う云ふ風に法律が婚姻の條件を定める以上國家は其條件が完全に行はれて居るか否を監督する義務がある。而して其男女の婚姻は正當なものてあるか否やを見る爲に屆出てをさせる、それに依つて必要な事を書かして能く調べて見て、果して要件に適つて居るか、近い親類てはないかと云ふことを見て決定を與へる。西洋諸國ては屆書だけてなく問質すやうな所もある、それは婚禮した或る男女の關係が果して婚姻てあるかどうかと云ふ事を知る爲てある。或場合には婚姻ならざる非常に明瞭なものもある、何れとも見られると云ふ男女關係もない譯てはない、故に婚姻と云ふ制度は甚だ動搖する事になるから、眞の婚姻なるや否やに就てそれを容易に見分ける爲何れの國に於ても、此形式婚主義を採つて居るのてある

五、結婚に關する東西習慣の相違

然らば西洋諸國と同じてはないかと云ふ御疑ひもあるべきも、西洋諸國には此内縁の妻と云ふ者は極めて少ない、何故少ないかと云へば、各々風俗を異にして居るからてある。

我國に於ては日比谷大神宮て婚禮の儀式を擧げるなど丶云ふ者は極めて一少部分てある。其大多數は家庭内に於て結婚の儀式を擧げるのてある、併し此家庭内

て儀式を擧げる事は非常に六ケしいのである、其式を擧げたと云ふことが外觀に明瞭り分るやうに擧げるか否か、國家が法律で取締る譯には行かぬ、又爲すべき事柄ではないのである。西洋諸國の結婚式は大部分敎會で擧げられるのである、從つて其法律も手續も履まぬ者は——詰り市役所等で結婚の手續をしない者に對しては、結婚の式を擧げさせぬと云ふことになつてゐる、例へば死亡者の證明書を有つて行かなければ御寺で葬式をしないと云ふのである。故に先づ市役所で手續をするか、敎會で儀式を擧げると云ふ事になつて居る、換言すれば世間一般が認めれば、それを法律が認めぬと云ふ事はあり得ないのである、先づ內緣の夫婦と云ふ事は西洋に於ては餘り問題にならぬと言つても宜い。

所が我國に於ては其取締が出來ぬ、勿論取締る可き性質のものでもない。故に結婚式を家庭內に於て、又は日比谷大神宮等に於て先づ結婚式を擧げて、それから届出をすると云ふのが一般の習慣のやうになつて居るのである。其處で結婚式を擧げて夫婦にはなつて居るが、未だ届けて居らぬと云ふ關係が非常に多いのである。是と亦反對に結婚式は擧げぬが、届出はして居ると云ふのもある。卽ち法律上は婚姻になつて居るが、事實上婚姻は成立しないと云ふ關係がある。斯の如く兩方の關係が我國に於ては生じて居る、今日最も此關係の甚だしいものは寫眞結婚である。此問題は米國に在る日本の男が、內地に居る女子と結婚する際に、届けだけは役場に出て居るが其二人共御互に顏も見知らぬ、寫眞だけ見たのであるが、それは法律上立派に婚姻が成立つて居る。併し事實上の婚姻は成立つて居らぬのである、それは日本の法律としては當然であるが、人情風俗、及び習慣を異にして居る、米國ではさう云ふ關係がある譯はないと云ふので非常に非難して居る。波渡場に着いた中から自分の妻を見出すべく、懷から寫眞を出して血眼になつて探して居るのを税關の人が見れば無理からぬことである。

六、我國には法律上重婚は無意味

其反對に事實は夫婦關係であつて、親類も近隣の人も共に認めて居るのに法律丈は夫婦と認めぬと云ふ關係が隨分澤山ある。甚だ極端の言葉を用ゆるのを許して戴くならば、殆ど總ての人は或る期間內內緣の夫婦であると言つても宜い位である、我國は實際に於て結婚式を擧げる前に届出を爲し、若くは翌日届出をする人は殆どない。先づ一つ落付いた所で届を出すと云ふ、卽ち一週間なり、二週間遲れるのは常の事である。其間は失禮乍ら皆な內緣の夫婦であると云ひ得るのである、一ケ月二ケ月遲れそれが一年二年遲れると云ふ事になると是が色々に問題を惹起して來るのである。然らば如何なることを惹起すかと云へば、假へば此に內緣の夫婦が居るとする、それは世間の眼から見れば立派な夫婦である、然るに其妻が他の男と關係した、是は立派な姦通である。併し法律は之を姦通として取扱はぬ、まだ夫婦關係が成立つて居らぬから其男と關係しても刑法の所謂姦通罪と云ふ事にはならぬのである。

是は申す迄もなく惡い事である、從つて重婚と云ふ事は殆ど起りやうがない。一旦届をすれば法律上夫婦となり、一旦届をした以上何かの間違のない限り再び届を受取ると云ふ事はない。届をせぬ間なら內緣の夫婦であつても其夫が他の女と結婚届を出したら役場はそれを受取るのである。詰り前に法律上の婚姻はしてないからである。故に法律上の重婚と云ふ事は起り得ないのである。從つて法律上重婚と云ふ事は無意味である、內緣の夫婦であつたものが、其一方結婚をしても刑法は之を罪する事は出來ぬのである。刑法の姦通とか、重婚とか云ふ事は非常に惡い事であるからして、之を取締る以上は、事實上さう云ふ關係のあつた時に、それを其儘捨てゝ置くと云ふ事は甚だしい矛盾であるが、是は民法の根本に於て事實上夫婦の關係を婚姻と認めないと云ふ事からして斯う云ふ矛盾が來るのである。

七、內緣關係の被る弊害

それはさう云ふ極端な時の問題である。併し最も大切な日常の問題として起る事は事實上妻でありながら、是が正當の

妻として、保護されないと云ふことは起り得るのである。例へば官吏の恩給遺族扶助又軍人恩給法軍人遺族扶助と云ふ規定がある、それには何う云ふ風に書いてあるかと言へば、官吏若くは軍人の遺族として、第一に其扶助料を受くべきものは寡婦──即ち後家である。此寡婦と云ふのは何であるかと言へば之を法律の解釋に依つて見ると事實は夫婦であつても、屆出がなければ法律はそれを夫婦と認めぬ、故に此內緣の妻と云ふものは法律下の寡婦と云ふ中には入らぬのである、從つて前記の恩典に浴する事は出來ぬのである。其處で此れは始終問題となつて日清日露の兩戰役後此內緣の妻を何うするかと云ふ事に就て大分問題となり如何にも氣毒である、確に其人の遺族であると云ふ事は明であるが、內緣の夫婦と云ふやうな關係上扶助する事が出來ぬと云ふ關係が段々あると云ふ事である。

もう一つは工場法で職工が死んだ場合に若くは怪我をした場合に、其他種々仕事の爲に病氣で死んだと云ふ場合に於て其遺族に對して扶助料をやると云ふ規定がある。其扶助料を受取るべき第一人者として、何と規定して居るかと言ふと『配偶者』と規定して居る。恐らく是は工場法を拵へた人の考へては官吏の遺族の場合に於ける寡婦と云ふやうな曖昧な意味に使つたのであらう。併し曖昧な字句の爲其解釋に就て喧しい問題が起つた。是に依つて見ると此配偶者と云ふのは、何うしても法律上の屆出があつた妻でなければならぬことになつて居る。其處で職工が負傷若くは死んだ場合に其內緣の妻は遺族扶助料を貰ふことは出來ぬのである。併しながら是は甚だ當を得ぬ話である。是では折角の制度も實用が少ないと十分其效力を現はすことが出來ぬ、是は工場法の規定としては甚だ遺憾であつたと謂はなければならぬ。兎も角も斯る問題は起り得るのである。

私は法律は少しく研究して居るが、實際に法律問題は取扱つて居らぬ。私共の所によく相談に見える方もあるが、其問題が非常に多いのである。それに關聯して吾々として注意しなければならぬことは所謂籍を入れる、入れないと云ふ問題である。私共の所に相談に來られる婦人では殆ど其大部分が其問題である、婦人の方の相談として自分は正當な妻として勿論正當な手續を履んで儀式も擧げて居るのに、夫が籍を入れて呉れない、と云ふ相談を受ける事がある。甚だ氣の毒であるが其場合に先づ以て如何ともする事は出來ぬのである、併し多少の救濟がある、それは損害賠償を取ると云ふ事である。

何うしても籍を入れて貰ふと云ふことは法律の力ではどうする事も出來ぬと云ふ非常に不都合な事になつて居る。即ち內緣の妻と云ふ事は婦人に取つて甚だ不利益なものである、故に此問題は內緣の夫婦の問題であつて一方內緣の夫と云ふ問題てある。此關係が婦人に不幸を及ぼすもので、殊に男子の我儘から時に非常に悲慘な境遇に泣くと云ふことになると思ふのてある、其故「內緣の妻」と云ふ題を殊更に掲げた次第である。

八、內緣に關聯する私生子問題

更に又もう一つは內緣の夫婦關係が如何なる所に如何なる形に依つて世間から解釋されて居るかと云ふ事實を云ふと、我國に於ける私生子の統計率が、他國に比して非常に多い事實がある。即ち私生子とは公然の婚姻關係なき男女間に生れたものである、其統計があるがそれに據ると非常に多いのである。之を我國の生産率の上から云ふと殆ど出産の一割弱に方つて居るのである。詰り十人子供が生れゝば其中の一人は

私生子であると云ふ割合になつて居る、之を西洋諸國の統計に比較して見ますと、我國は多い方から何番と云ふ順位に居るのである。

　それだけで事實を考へて見ると日本と云ふ國は男女間の風俗が紊れて居る國であると思ふのであるが、事實のそれに反して居る事は疑を容れぬ所である。其統計なるものは甚だ不明瞭である。其統計は所謂私生子である。其中には道徳上若くは風俗上私生子でない事がある、即ち內縁の夫婦である場合は可なり多いのである。親が夫婦と認められぬ爲めに、子供まで私生子として、戶籍に載る。其數に依つて統計を作るのであるから、日本に於ては、從つて私生子の數も多いのである。即ち眞の私生子ならざるものが私生子として取扱はれて居ると謂ふのである。恁う云ふ風な意味に於て此の內縁の夫婦關係と謂ふものは、甚だ困つた事柄であると謂ふことは疑のないことである。然し此等の人の個人に就て、この內縁の夫婦と云ふものが氣毒である許りでなく、これは日本法律其者に大關係を有するものであると思ふ。即ち日本の法律が此點に於て事實と甚だ喰違つて居ると思ふのである、これは法律家として一般國民としても是非研究しなければならぬ問題である。

九、救濟の三方法

　然らばこの事實と法律がこれ程喰違つて居るものを如何にしたら、これが救濟出來得るやと云ふ事も考へねばならぬ。私はこれを救濟する方法に就て、三つの主なる點を考へることが出來ると思ふ。これは事實と法律とが一致して居らぬのであるから、その一つの方法として事實の方から法律の方へ、歩み寄つて行くと云ふことである。其の次は法律の方から事實に向つて、近寄ると云ふのが其の一つである。然し乍らこの內縁の夫婦救濟方法に就ては、何れにしても、之を行ふに多少の時を要する問題である。事實は恁ふであるが、法律は斯くなつて居る故に如何とも爲ることが出來ぬ。然し其の中を何とか彌縫することが裁判所に據つて何とか解決を與へられる、それも一つの方法である。現在具體的に目の前に持ち出された、問題だけに就ての事を、法律を曲げぬ範圍に於て、何とか都合能く結び付けると云ふのである。

　以上三つの救濟方法があるが先づ第一の救濟方法、之れは是非試みて見なければならぬと思ふ、法律を改めると云ふことは、差當り考へて見たい、法律では屆け出でが無ければ、婚姻として取扱かはないと謂ふことを各人が能く知ると云ふことより、外に道はないのである。我國に於ては、法律と云ふものは、法律家專門の知識であると云ふやうになつてゐる。これは根本的の誤りである。然し乍ら法律なるものは法律家の專有物では決してない。これは國民の知識でなければならぬ。勿論今日の法律は、非常に細かい複雜な點に迄亘つて居る故、之を全部暗記すると云ふことは出來ぬのである。專門の吾々としても、非常に難いことである、勿論吾々はそう云ふことを、爲しても居らぬが、吾々の生活に直接觸れる處の大事な點だけは、之を知つて居らねばならぬと思ふ。即ち吾の生活の中で最も大事な婚姻と云ふことに就いて、それが

届出ての有無に依つて、婚姻を婚姻と認めんのである。殊にこれは婦人方が、此點を能く考へられて、自ら自己の利益を保護すると云ふことを、考へねばならぬ。而てそれは色々の點に於て、中々難い事である。或は一寸と考へて法律は手續が面倒であると思つて居る爲めに、自然手續が、遲れるやうな事もある。而しその手續は非常に簡單である。西洋諸國の法律では、結婚は、甚だ面倒なものである。日本は此點に於て非常に簡單にして居る、尤も戸籍役場の方では、色々の點に於て、面倒なこともある。これは大いに改良して、極めて簡單なものにしたいと思ふ、然し乍ら、これも少し注意をしてやれば結婚の前に届けると謂ふことも出來るのである、吾吾が理想と云ふのは事實上結婚式を擧げる當日、届出てを爲すと云ふことである。

一〇、黎明裁判所、黄昏裁判所

それが我國の風俗となれば、非常に宜いのである。私が嘗てそう云ふことを謂うた時、或人がそれは甚だ迂遠な談てある、晝間は自分達は非常に忙しい身體である、朝から夕方迄勤めて歸りに區役所に行つて見ると、閉つてゐる、日曜日は受付けぬ、届けろと云つても届ける時が無いと云ふやうな有樣てあるから、届けも自然出さぬやうになると、苦情のあつたことがある。これは至極御尤もてある、戸籍役場の手續なども、大に改良を加へる必要がある。近頃米國の裁判所が色々の改良を加へまして、成可く簡單に成可く氣易く裁判所が物事を裁判すると云ふことてある。それは非常に面白い事であると思ふ。米國の或は洲の裁判所は朝非常に早く開廷する、之れをサンライズコートと云ふて居る、或は夕方から裁判を開く所がある、是はトワイライコートと云ふて居る。詰り黄昏裁判所と云ふやうなものであるが、是は如何にも實際に適つて居ると思ふ、我國に於ても斯う云ふことを段々取上げて改良しなければならぬと思ふのである。是は矢張一般國民と當局者も茲に意を留めて、事實からなり、或は法律の方から段々接近して行けば此問題は解決されるのてある、正當の妻として人がそれを認め、立派な儀式を濟したものを籍に入れぬと云ふことは道德上甚だ惡いことてある、正當な妻として相當な手續もして入つた者の籍を入れぬと云ふ時には何うして、之を解決するか、と云ふことは大問題てある。

一一、大審院の名判決

近頃大審院が此點に就て名判決……と私は敢て云ふが、非常に當を得た判決を下して居る。婚姻豫約違反に訴訟、若くは貞操蹂躪の訴訟と云ふ、裁判所では之を婚姻豫約違反の訴へと云ふて居る。併し婚姻豫約と云ふことは法律家の間にも餘程問題になつて居る事柄てある、婚姻と云ふものは自由ならざるべからざるものてある。然るにそれを前から約束すると云ふことは自由の意思に束縛があるから無效てある。と云ふ風に今迄は判決し來つたのてある。所が大正四年一月廿六日大審院の判決てあるが、全然今までの議論を改めて、婚姻豫約は有效なりと言ふ判決をしたのてある。併しながら婚姻豫約は有效なりと言つて、幾ら裁判所の力を以て婚姻を其儘

にして置くと云ふことは出來ぬのである、有效であれば其ものを破つた者は從つて損害賠償をさせる。物質上のみならず精神上の損害賠償を取つて良いと云ふのて婚姻豫約は有效なりと云ふのである。是も法律學者の間に色々議論のある問題てある、如何にも辻褄の合はぬ、法理に適はぬと云ふのてあると云ふので、大分非難もあるが、併し是は如何にも實際の要求に適つた判決てあると思ふ。大審院ては其後常にさう云ふ判決を下して居るから、先づ裁判所の婚姻豫約は有效てあると云ふても差支ない。所が此に注目しなければならぬと云ふのは、婚姻豫約違反と云ふことは大審院の婚姻豫約違反にはないのである。既に結婚はして居る事實上結婚して關係して居るが男を女が拒んて籍を入れない、と云ふ事件それを大審院が婚姻豫約と名付けたのである、併し其名前は曖昧糢糊のこじ付けてあると云ふことも出來得る。故に法律學者の中には非難する人もあるが、大體に勸迎されて居るやうてある、惡意て籍を入れない、事實上結婚をして置いてさう云ふ場合にはせめて損害賠償若くは慰藉金を取ると云ふ事に、先づ結末が付いたのてある。

二、立法的救濟の困難と必要

併ながら是も極く一部分的の事てある、裁判所に申出すと云ふ事は、婦人の方から考へて法廷に於て黑白を爭ふと云ふ事は、忍びずして泣寢入になると云ふ事は甚だ多いのてある。是とて全部解決はされぬのてある、卽ち事實の方から法律に向つて步み寄るか法律の方から事實に向つて進むか、さもなくば事實と法律とを結び付ける爲めに裁判所の活動を待たなければならぬ。其外には何等救濟の途はないのてある。根本的の救濟は云ふ迄も無く法律を改める事てある、結婚の屆出が婚姻の有無を現はすと云ふ事は、法律家の立場から考へて見ると色々の理窟があるが、今日のやうな結果にならうとは思はなかつたのてあらうが、內緣の夫婦關係と示ふ如何にも困る關係が澤山生じて來て、事實と法律とが合はなくなつたと云ふ以上、法律を改めなければならぬ。是は法律上色々の困難はあるが其困難に打勝つて何とか改める必要があると思ふ、是は法律家の仕事として是非やり遂げなければならぬ事てある。適當な婚姻制度に改めて事實と法律とを結合せしむると云ふ事は諸君と共に吾々の研究す可き事てある、今日私の御願としては是は重大なる問題てあると云ふ事を念頭に置いて下さつて此點を改めて男女關係、婚姻制度と云ふのを最と適當なものに改めると云ふ事を考へて下されて法律を改めて法律を根本的に改める迄の經過的救濟としても、是非此點を考へて結婚する。同時に籍を入れると云ふ事は男の責務てあるとして、重く考へると云ふやうな氣風を段々養つて戴きたい。一方さう云ふ氣風が出來れば同時に事實と法律とがしつくり合つて、男女關係の中心たる可き婚姻制度と云ふものは立派なものになる。

我々は事實生活と云ふものを斯う云ふ風に考へて居るのである。此問題は決して男女關係問題の總てでない事は勿論てある、男女關係の一の大なる問題と信じて男女關係の廓淸會の集會に愬へて考慮を乞はんとする次第てある。(講演速記)

倫理上より觀たる產見制限の可否（下）

一條忠衞

性慾の何たるかを知らぬのみならず、倫理學をも知らぬ者であある。彼等は男女の性的生活が精神的のものであつて、人間生活の本義であることを知つて居るが、その價値を快樂と心得るは誤解である。人間の精神的生活は單に感情に由來する快樂のみを求めて居るのでは無い。或る理性に基いて殊更に自ら進んで、その苦痛に就くことすらある。又た快樂は必しも各人に共通なる意識狀態では無い。甲の快樂とするところは乙は苦痛とするところに當り、乙の快樂とするところは甲の苦痛とするところに當ることがある。萬人に共通なる快樂を知ることの出來る計量器は、人間の感情には無いのである。又た快樂は感情に於ける刹那的の實感であつて、吾々は未來の快樂なるものを味ふことは出來ない。單に現在の快感に對する觀念によつて、それを想像するに過ぎない。然るに吾々は未來の快樂を求めんが爲めには、現在の理性によつてその優劣を批判し大小を選擇して、これを意志によつて追求するのである。けれども、これを合理的快樂と解するは誤つて居る。合理的快樂は既に快樂以外の分子をも包含するものであつて、快樂そのものでは無い。それで快樂は到底それ自身を以ては、吾々の道德的標準に成り得るものでは無い。道

四　快樂說より觀たる產見制限

避姙論者は性慾の本義を本能の上に置かれたる快樂にありと爲すのである。以爲らく、性慾と云ふものは猶ほ食慾の如きものである。制し難く禁じ難く、人力の左右し能はざるものである。若し無理にこれを抑制することになれば、弊害百出するものである。この意味に於て禁慾主義は誤つて居る。必ずその本然の性に率つて、快樂の滿足を求めなければならない。是れは何人に於ても平等の權利であつて、亦た人生の義務である、青年男女は須らく早婚して避姙するが宜しい。殊に抑へ難い性慾を抑へ得ずして罪に陷るは愚なことである。殊に低能兒、神經異常者、精神病者、酒精中毒者、肺病患者、花柳病患者、色情狂等の惡質者が、性慾を抑へ得ざる結果より相率ゐて賣笑婦に趣き、或は私通姦通野合に陷るは、憂慮すべきことである。これも早婚と避姙とによつて防止されるのであると。併しこれは誤解した考である。快樂は人生の目的では無く、又た道德上の標準で無いことは、倫理學上の通說として明かである。避姙論者が快樂說（Hedonism）のやうな古い倫理說に立脚して性慾を解釋しようと欲するは、

德的標準なるものは必ず感情の外には知識と意志とを伴ふものである。

然るに避姙論者はこの誤れる倫理說に於ける快樂を以て性慾の本質と心得るのであるが、前に逃べたやうに性慾は知情意の總てを綜合して居る意識であるから、これを快樂と見るは甚だしい誤解である。性慾に存する本能的快樂は一定の合理的條件の下に實現さるべきものである。卽ちこの人生に於て自己の人格を實現する爲めに、善的性慾により善的性交の下に求むべきものである。卽ち一夫一婦の人格的戀愛による神聖結婚を要件としなければならない。そして此の人格的戀愛による神聖結婚は、人生の目的を實現せんが爲めに人格の可能性を發揮することであるから、性慾に存する本能的快樂をのみ目的として居るのでは無い。性慾の衝動に對して制し難い必然的事實があつても、人生の目的から見て理想的人格の形式に反するならば、それを敢て試みる結婚は惡的性慾及び惡的性交に屬するものであるから、不德の甚だしい行爲である。それて青年男女に克己自制の力が無く、肉の爲めに靈が滅ぼされ、人格の破壞を意に介せず、淫逸遊蕩に陷ることがあつても、それは意志の薄弱な結果として必然の爲めに自由を支配された形で、自ら禍を招き自ら罪を求めた大愚不靈の徒である。然るに避姙論者がこの種の道德者に對してその罪を責めずに、却つてこれを克己自制の道德に歸せんとするのである。殊に身體及び精神上の惡質者が性慾を抑へ居ない結果として、惡的性慾又は惡的性交に陷るのを、性慾の必然的結果として承認しようとするは誤解である。彼等は一種の不具者である。遺傳又は自己の行爲によつて、その不具を招いた者である。この不具は實に自己の人格的可能性の不具である。何人にもあるべき性質のものを有たぬことである。それてその不具に對しては先づ匡正改造の義務を負ふものである。彼等の人格の實現にはこの義務をその一項に加へ、而もこれを當面の義務を爲すものである。卽ち缺陷の存する可能性に對して、これを修正してその能力を回復することを要するのである。そして此の義務を果たして普通一般の人格的資格を獲得した上に、更に性慾的可能性に向つてその能力を發揮すべきものである。精神病者や肺病患者や花柳病患者に結婚を道德上より禁ぜんとするのも、この趣意なのである。その理由は個人の自由を束縛する爲めては無くて、彼等が道德上の良心に訴へて、彼等が結婚以前にその惡質不具を根治して健康體となることを、彼等が當面の義務と認めるからである。彼等がこの道德的義務を完了せずして、敢て結婚を爲すことになれば、その人格的缺陷のために更に大なる人格的缺陷を招致するのみならず、配偶者の利益を害することが夥しいからである。自巳を害し、他人を害してまで結婚を試みるは、正義公正の德に反し、結婚そのものを侮辱した行爲だからである。殊は性慾を禁じ得ぬ爲めに性的罪惡に陷らぬ防止策として、早婚して避姙せよと云ふは結婚を侮辱した言になる。これは結婚を肉慾滿足の手段と解した結果であつて、結婚の目的を肉慾の滿足に置く快樂說の誤解を立證するものである。

これは肉慾滿足說と云ふので、結婚の原理に反することは、

拙著『男女道德論』の三四〇頁に說明して居る通りである。然るに避姙論者は尙ほ性慾を食慾に比して、必然性から說明しようと試みる。彼等は言ふであらう。命將に亘夕に逼つて居る病人にも、美味を供して生きのびることを願ふては無いか。況して花柳病患者が配偶者を得て、性慾を滿たすことに生きようと願ふものを、妨ぐる行動に出づるは不仁では無いかと。併しこれは思はざるの甚だしい者である。中庸を失した同情である。病人が食物を取るはその生命を維持せんが爲めであつて自己を害する點が無く、且つ他人を害する點が無い。然るに花柳病者の結婚は自己を害すると與に、他人を害すること最も甚だしい。縱令、避姙によつてその兒を害することを免れても、夫は妻を害し、妻は夫を害することを免れない。然らばこれは不仁の甚だしい行爲では無いか。これを助け長ずる避姙論者は、何處から求めて自己の正義を立證し得るか。性慾の本義を本能の滿足より生ずる快樂と解するの結果は、結婚に對して斯うした不合理な事態を招くに至るのである。隨つて此の種の性慾論に基く快樂說は、姙娠に對しても非常なる誤解に陷るのである、彼等はこの誤解からして姙娠の重荷は母體に運動の不自由を來たし、外出に不便を招き、その分娩は母體に苦痛を與へ、生命を脅威するものとして考へる樣になるばかりで無く、哺乳は母體の衰弱を來たし、養育は煩瑣を招き、敎育は貧困を齎すと考へるのである。その一體の生殖的行爲の爲めに屢々身體を勞し、制限なき產兒に從事すれば、必ず老衰を招き、美容を害し享樂を犧牲にして自己の修養そのものをも抛棄するに至ると考へるの

である。併し乍ら、此等は總て個人的快樂說(Individual Hedonism)に陷つた極めて不健全なる思想であつて、一面に於て利已主義(Egoism)をも併有するものである。青年が肉慾を滿たさんが爲めに結婚したり、惡質者が他人の迷惑を顧みずに結婚を望んだり、若い婦人が享樂の爲めに姙娠を厭ふたりするのは、悉く個人の快樂と自己の利益を目的とした行爲である。然るに前述の如くに、性慾は人格の實現を目的とするものであつて、快樂を目的とするものでは無かつた。個人の利益を對象とするものでは無しに、個人と社會とを合一した人格そのもの、實現を對象とするものであつた。だから戀愛なるものは自己一人の心理的快樂を意味するものでは無く、亦た心理的利益を意味するものでも無く、人格に於ける理想化された性的價値を意味するものである。この性的價値の中には心理的快樂も心理的利益も含まれて居るのである。戀愛が心理的であつて倫理的であると云ふ私の主張はこの意味からである。性慾の愛護とはこの人格的戀愛を愛護するとて無ければならぬので、產兒制限論者の如くに個人的利己主義に於ける心理的快樂を愛護することとでは無い。單に心理的快樂を重んじて倫理的理性の判斷を輕んずることになれば、其の性慾なるものは必ず惡的性慾に陷り、その性交なるものは必ず惡的性交に陷り、人格的價値を失して一箇の獸慾に化せずんば止まざるものである。產兒制限論者は避姙を以てその方法とするのであるが、是れは非常なる誤解である。避姙なるものは個人の心理的快樂を擁護するには適當な手段であつても、

人格的戀愛の本質に背くこと甚だしい。何となれば、姙娠なるものは性慾に固有する人格の可能性であつて、性慾に固有する快樂の可能性と、その人格的價値を同じうするものである。此の二者を理想化して人格的に醇化したものが戀愛であるから、戀愛の實現に對しては姙娠を拒むことは出來ない。一夫多妻、一妻多夫、亂婚、或は賣淫、姦通、私通、野合に於ける不議の性交の場合であるならば、快樂をのみ目的として姙娠を避けんと試みるも、それは彼等の勝手である。けれども、人格的戀愛に基く一夫一婦の戀愛に於ては、性慾の有らゆる可能性が淨化されて居るのであるから、性慾の本體はその全部の實現を目的とするものであつて、快樂の一片を選擇することを許すものでは無く、勿論姙娠を避けんとするが如き不合理の行動を認容するものでは無い。人格的戀愛の結果としての姙娠は道德的姙娠であるから、避ける必要は無いのみならず、これを避けるは戀愛の叛逆として不德の行爲になるのである。性慾そのもの丶本質に基く人格的價値を避けんとすることであるから、實に人道に違戻した行爲である。性慾の實現はこれを生理的に考へれば姙娠の結果を生じ、これを心理的に考へれば快樂の結果を生じ、これを倫理的に考へれば人格的戀愛の結果を生ずるのであるが、この人格的戀愛はこの前の二者を包含して居るので、人格的戀愛そのものの中に姙娠もあり快樂もあり人格の實現もあるのである。然るに避姙論者はこの快樂をのみ取らんとするが爲めに、遂に人格性を失つて不義の性交に走ることになるのである。その結果は縱令一夫一婦の間に於ける性交であつても、一夫多妻、一妻多夫、亂婚、其他に於ける不義の性交と同質のものとなり、本能に導かれる禽獸の所行と異なるところが無いのである。然るに避姙論者は快樂を以て人間の精神的價値と解し、姙娠を以て動物の本能と解するは、その矛盾も甚だしいものである。

五　人種改善說より觀たる産兒制限

次に産兒制限論者は避姙に基く産兒の制限を以て、優良種の理想に適合する方法と考へて居る。然るにこれは非常なる誤解である。若し一夫多妻、一妻多夫、亂婚其他に由來する惡的性交の結果としての庶子私生子を避けんが爲めの手段か、若くは肉體又は精神上に惡質を有する夫婦が遺傳を避けんが爲めの手段であるならば、期せずして人種衞生の理想に適つて居る理由もあるけれども、一夫一婦の間に於ける人格的戀愛に由來する嫡出子は人種衞生上に於ける最完隨一の優良種であるから、これを避姙によつて害毒することは大に不合理である。寧ろこれを奬勵することが人種衞生の目的に適ふのである。彼等は一夫一婦の間に於ける多産を以て人種衞生を害ふものと考へ、産兒制限を以て理想に適ふものと考へるけれども、一夫一婦の人格的戀愛に由來する多産は人格の性慾的可能性の實現であるから、自ら人種改善上の理想に適して居るので、多産そのものを憎むの道理はないのである。彼等は二兒制の如き少産を以て理想と爲し、多産を以て非理想と解するは甚だしい獨斷である。彼等は少産なれば養育や敎育が完全に行き屆くから、人種衞生に適合すると見るので

あるが、その養育なるものは實は親によつてのみ爲されるものでは無くて、社會によつても爲されるものである。人間は家庭教育によつてのみ完全な人物になれる者ではなくて、實に社會的教育によつて爲れる者である。又た人間の修養は必ずしも外部からの影響のみに由つて成就するものでは無くて、實に自省自發に由るのである。この意味に於て、人間は必ずしも親から完全な養育や教育を希望すべきものでは無い。社會と自己とがその一半を分擔しなければならぬ性質のものである。此の理由からして、多産は必ずしも恐るゝに足るものでは無い。人間に於ける産兒には自ら制限がある。多産と稱しても豚の子や鱈の子とは異る。自己の乳汁を以て哺育すれば、自ら定員がある。過剩に亘る恐慌の無い點に於て、樂觀すべき性質がある。是れが實に人類に於ける産兒制限の自然的限界であつて、人種衛生の理想に適つて居るものである。凡そ人間に於ては一人より十人内外までの出産力を有するもので、親及び社會又は子自身は連帶責任を以てこの個體を成長發育させることが出來るのである。敢てこれを壓殺する必要が無く、敢てこれを墮胎する必要も無く、更にこれを避姙すの必要も認めないのである。

それから、産兒制限論者は二兒制の如き少産制を採つて人種衛生の要を得たものと心得るは、生存權の利己的濫用であつて、專横武斷の振舞である。父母の人格的戀愛に基き、人種衛生の理想によつて優良種の印授を帶んで此の地球上に分娩さるべき人間の萠芽をして、豫めこれを避姙によつて害毒するは、正義人道に反する行爲である。私權の發生を胎兒にまで溯らせるのは法律上の解釋であるが、道德上では更に溯らせて父母の人格的戀愛に基く姙娠に及ぶのである。人格的戀愛に基く姙娠の可能狀態は、實に優良種の搖籃であるから、これを傷害するは明に不仁の行爲である。法律ではこれを禁ずる拘束力の無い哀しさより、墮胎を禁じ避姙法の敎授を禁ずるに止めるのであるが、道德上では更に法律の及ばぬ點まで擁護して、避姙そのものを罪惡と見るのである。父母がその罪惡を犯してまで二兒制を奉じ、避姙の間に不義の性交を享樂せんと欲するは、決して人種衛生の理想では無くて、却つてその憎むところの非衛生に屬するものである。産兒制限論者は避姙を以て社會道德と解するのであるが、實は社會道德を破壞する行爲であつて、國民をして淫逸享樂に赴かせる悖德汚行の宣傳である。

又た産兒制際論者は、墮胎の價値と避姙の價値とを別々に解釋して居るのは誤解である。墮胎と避姙との間には、價値の異なる理由が無いのである。墮胎にして不合理ならば、避姙との間には、價値の異なる理由が無いのである。墮胎にして不合理ならば、避姙も亦た不合理である。墮胎にして罪惡ならば、避姙も亦た罪惡である。然るに避姙を正善と解釋して墮胎を罪惡と爲すならば、惡質の子を姙娠して居る場合に、これを墮胎するも何の不可も無からう。然るにこれを罪惡と解して反對するのは如何なる理由からであるか。これを法律て禁ずることに贊成するのは更に何故であるか。惡質の兒を避姙すると惡質の兒を墮胎するのは、五十歩と百歩の間ではないか。然るに前者を以て後者を笑ふは何故であるか。殊に

人格的戀愛に成れる一夫一婦の合法的生活の上に、卵子と精子といふ生命が一個の人間に創成さるべき神聖清淨の場合に、この生命を故意に傷害することと、更に一週間の後、或は一箇月の後、或は五箇月の後、或は臨月に當り、この生命を故意に傷害することゝは同義ては無いか。發生學より見ればその生命の價値に於ては、何れの地位にあるも同一である。道德は全くこの同價値の生命を保護する意味からして、墮胎と避姙とを同義に解する。けれども避姙論者は其間に差異を主張するだけであつて、其倫理的說明の根據が無いのである。

六　經濟論より觀たる產兒制限

最後に産兒制限論者は經濟上よりこれを正當であると主張するのである。先づ彼等は社會の人口が下層の無産階級によつて維持されて行くことを危險であると解し、營養不良及び教育の不十分なる狀態に於ける人口の多産は、遂に劣惡なる國民を製造すると云ふのである。併し乍ら、これは恐ろしく階級的な考であつて、有産階級の利己的な思想に所屬するものである。産兒に對する營養不良や教育の不十分なことは社會全體に於ける經濟狀態の不完全な結果である。富の分配に於て公正の德を失し、社會連帶の精神を沒却した經濟的原因に由來するのであつて、下層人民が自ら招いて求めたものでは無い。今日のやうに生活貨財の大半を一部の社會にのみ獨占させて、一般人民の生活に對して安定の保證を與へぬ結果である。人口の多産そのものが憎むべきでは無くて、生活資料の壟斷が憎むべきである。上流中流の人民が享樂三昧の爲めに避姙に沒頭して産兒を制限する時に當り、寧ろ無知にして自然のまゝて多産しつゝある貧民の群によつて、社會の人口が維持されて行くのは、人類に取つては不幸中の幸である。此等の貧民は實に人類に於ける人口維持の化神である。然るに避姙論者は彼等を目して無教育の群と罵り、避姙を強要するのである。是れは甚だしく亂暴である。現在に於ける下層の人民は縱令避姙論者の勸告によつて避姙を實行しても、富の分配に於て現狀のまゝであれば、その産兒の營養や教育に就いては上流中流の家庭に於けるものに比して、到底比較にならぬ逕庭のあることに留意しなければならない。その間に富の公平なる分配が保證されぬ限りは、貧民階級の生活は依然として舊態を脫することが出來ない。

産兒制限論者は勞働者の不幸を救濟する爲めに姙避を教授するのであるとも云ふが、彼等はこれを以て勞働問題を解決する有力なる提案として信じて居る。けれども、是れは大なる誤解である。人類の文化は智力と勞力との結果である。だから智力の數と勞力の數の寡多によつて、人類の文化に著しい影響を呈するのである。人間は社會に於ける機會均等の生活に於て、その智力を啓發し、その勞力を資出しなければならない。社會の文化はその間に進歩發達するのである。然るに避姙論者は二兒制により、現在の人口の大半を犧牲に供するを以て理想と爲し、勞力の大抵減は智力の大進歩であると想像するのである。けれども、是れは一の空想に過ぎないものであつて、その結果は社會を擧げて性慾の享樂に赴かせるのみである。勞働者の社會は人員の減少によつて幸福を來す

ものではない。勞働者の減少は一時的には彼等の分配や消費を豐にすることがあつても、終に產業の疲弊によつて將來の不幸を招くものである。產業の發達は必ず勞力の所有者と智力の所有者との增加によつて爲さるゝのであるから、勞働者の多いことは彼等の後繼者を確實ならしむる原因となるのて、その多きをこそ願へ、却つてその少なきを憂ふのである。そして人口の增加率と生產の增加率とは、マルサスの法則の如きもので無いことも明であつて、且つ前者の率が後者の率を超過しない原因は、彼の掲げたやうな戰爭、惡疫、飢饉、貧困、賣淫にあるのでも無く、又た結婚の自重及び避姙の如き彼の謂ゆる道德的抑制にあるので無いことも明かである。何となれば人間は、智力と勞力の所有者であるから、この地球上の海陸を生產場と爲し、殖民の機會均等なる分布によつて經濟的生活を營めば、衣食の憂が無いのである。之加、醫術は日進月步の有樣であるから、死亡率も減退するのである。唯だその憂とするところは利己と利他とを調和し、個人と社會とを合一し、協同の倫理に率由して機會均等なる人格的生活が出てなければならぬことである。卽ち人類は正義博愛の下に相互扶助して、此の地球上をして共生共存の住家に改造しなければ成らぬことである。

然るに產兒制限論者はこの人類の文化的向上に於ける積極的方法に出づることを爲さずに、性慾の本義に悖れる避姙の消極的方法に出て、退嬰姑息の手段を弄するのである。殊にこれを無產階級に宣傳し、勞働者の社會をして後繼者を絕たしめ、產業の疲弊を招き、獨り不義の性慾に耽つて享樂を貪らんと欲するのである。勞働者は此等の有產階級に屬する避姙論者の誘惑によつて、自己の後繼者を絕つが如き愚擧に出てはならない。縱令その社會に於て一時的の幸福を得ることを豫想しても、永遠の方策を誤つてはならない。勞働者の社會は實に人口の增加によつて將來の光明を認むるのである。智力及び勞力の所有者の增加によつて自己の民衆的地位が向上して來るのである。現在に於ては營養不良に陷ることがあつても、亦敎育の不充分を免れぬ事情があつても、人口の多產を繼續しなければならない。人類の幸福の爲めにこの多產を繼續しなければならない。一夫一婦は須らく十人內外の子を生むべし。然らば世界は或る時機に於て必ず一變せざるを得ない。多數民衆の生存權によつて、世界は改造されるのである。民の心は天の心である。民の望むところのものは、天これを與へぬことはない。仁義は遂に人類の共生共存を全からしめ、その人格の實現を達成せしめ、理想の樂園を此の地上に建築するに至るのである。無產階級の人々は各自にその天與の性慾を愛護して、人格的戀愛の下に自然の與ふる產兒を鞠育しなければならない。これを阻ふは文化の敵であり、之れを虐げる者は正義の賊である。況して避姙によつて傷害せんとするが如き行爲は、正義の許さぬ處である。剰へ自ら性慾の享樂に惑溺して避姙を行ひ、產兒を制限する輩に至つては、良心の痲痺したる不仁不義の徒である。吾々は彼等の宣傳を恐れる者ではない。これを倫理學の知識によつて一擊し、男女道德の鎧袖を以て一度び觸るれば、雲散霧消するものである。吾々はこれを以て廓淸の一助と考へるのである。

産児制限の是非

府立第一高女教諭　金子直一（寄）

廓清第十巻第五號で安部副會長の「新マルサス主義に就いて」を見てから、間もなく六月十三日の廓清會總會で同會掉尾の演説として同氏の「新マルサス主義」を聽いた。兩者とも其內容は大同小異ではあるが、前者はまだ問題の態度であつて、まづ何ごともなく讀み卒つたのであるが、後者に至つては、もはや新マルサス主義に就いて何等の危惧と問題とが無いかの如くに、力强き宣傳的態度で、若き聽衆の共鳴を贏ち得たので、私には俄にその悉くに向つては、容易に贊成の出來ぬものがあつた。

副會長として、公衆の前にかくの如く、大膽に避姙の萬能を宣傳されることの或は人を賊するの嫌ひなきかを覺えた。少なくとも同會席上に於て高島米峰氏の反對論をも同時に青年のために聽かせていたゞきたかつたと思ふ。

□　□　□　□

第一に私は安部氏が「避姙の實行方法に就いては全く知らない、もし諸君が後日郵便でもつて聞いて來ても返事は出來ぬ。又自分は曾て自ら避姙法を實行したことがなく、現に八人の子女を有するものである。であるからこの問題を論ずるに最も適任である」と言はれたことを遺憾に思ふ。果して方法をも知らないで言はれたとすれば、頗る無責任な空論である。氏自身の實驗は兎も角もとして、避姙法實行に伴ふ善惡二方面を公平に參酌して、先づ次のやうな恐るべき結果のあることをも紹介さるべきであつた。勿論既に宣傳である以上問題の是非長短を比較論評して居るべき限りではなかつたかも知れねが、その純然たる宣傳的態度に出てらるゝこと之れ自身が全く私の意外とするところであつて、私は初め氏の如き學者にして且つ又社會廓清の事業にたづさはる實際家がこの問題を如何に見らるゝかを知りたかつたのであるから一層の興味を持ち、或る妥當なる歸結に達することを期待しつつ傍聽しにわざ〳〵行つたのである。

そこで今避姙法實行に伴ふ弊害を考へやうと思ふが、これにはさしあたり富士川博士の「避姙の及ぼす神經性の變化」を抄出するにとゞめる。

「避姙法の或種のものは別段に弊害がない代りに避姙の效果も不十分であるが、或種の方法は避姙の效果十分なれどもその人の身體及び精神に著しい障碍を起すといふ一事である。藥品若くは器械を用ふるがために、局所に障害を起すやうなることは別として、或種の避姙法に於て、

著しく現はるゝ所の障害は神經性の變化である。

「殊に多きは神經性の苦悶で、避姙法の實施との關係が明瞭に認められぬがために、動もすれば誤診せられることが多い。その神經性の苦悶も、一部は一時的で、發作的に、無内容のものとして現れるが、一部は持續的に恐怖症として現はれる。この恐怖症は多くは臨場苦悶（一定の場所に對する恐怖）人衆苦悶（人に對する恐怖）等となりて現はれるが、時としては潜在性及び不全の苦悶發作となりて現はれることがある。この場合にありては、苦悶の感情が十分に現はれぬか、又は類似の感動狀態（感情違和）として現はれるがために、それが苦悶發作とは認められず、眩暈、喘息、心悸、震戰等の身體症狀が著しく現はれて、患者はそれを苦にする。之れ苦悶發作の潜在するものであるが、これよりも更に多きは不全の苦悶發作で、この場合には、心臟作用及び呼吸の變常眩暈、充血、下痢、震戰、發汗、惡心、嚥下、痙攣、善饑睡眠不安等の症狀が著しく目に立つ。苦悶症の代理症として、心臟の機能の障碍の現はるゝことは甚だ頻回である。

「この苦悶狀態に反して、生殖器の神經性障碍、例之、性慾の減退を起すことは稀有である。この場合には同時に膀胱及び攝護腺の刺戟症狀を呈して居ることが多い。又生殖器の神經障碍に併せて脊髓痛、下肢の倦怠及び知覺異常を呈することがある。その他腦衰弱の徴候としてヒポコンドリー性强迫觀念（病症に危懼す）、頭痛等を起して精神の作業及び記憶の著しく不良となることが多い。

「以上の病症は、避姙法の實施の結果として、男子と女子とにありて、略同樣に現はるゝものであるが、その中苦悶症狀は男子よりも女子に多く現はれる、又女子にありては男子の性慾障碍に相當するものは現はれない。但し膀胱の刺戟症狀は女子にも同じく現はれる。脊髓痛は女子にあつては男子よりも多い。女子にありては又ヒステリー性症狀を發呈することがある。これは精神感動のために起るものと認められる。稀には鬱憂狂、偏執狂等の精神病を發呈することがある。」

□　□　□　□

第二に安部氏は男女關係の成立には戀愛と子孫の繁殖との二要素があつて、子孫繼續の目的は無くとも結婚生活が圓滿に遂げられるかの如くに言はれるが、これも大いなる問題であつて、我々が相當の時期に於て父たらんとし母たらんとする心になつたり、子供を欲しいと考へるやうになつたりするのはいなみがたい本能的事實である。稀れにかゝる本能の發動を見ない人のあるのは、むしろ病的現象であつて、決して心身の正常健全なものであるとは考へられぬ。安部氏が「男女は戀愛性慾の發動を待つて速に結合同棲すべく、諸君の如く獨身にして遊學して居るものと、皆家を借り、同居して避姙法を行ひつゝ、晝は出て各の學校へ行つたならば結構であらう」と言つて若き青年諸君より急霰の如き拍手をあびせられたにはその双方のあまりに無考へなるに驚かされた。

我等の學校に於ける若き學生の生活が果して、結婚生活と兩立し得るであらうか。一方に於て避姙法など實行し居りて傍らよく學問が出來るものであらうか。妄りに早婚をして最初の數年間は受胎を忌避して居て、種々なる條件が具備するに及んで初めて姙娠しやうとしても、往々にして既に姙娠不能の悲境に陷つて居るものもあらう。又況んや必ずしも巧みに避姙の目的を達し得ないで、未だ育兒能力も無い内に、子供が生れた場合には、その始末を如何にすべきか。

□　□　□　□

又安部氏は避姙法實行によつて、若き男女が、速に、しかも安全に、結婚し得るが故に、賣淫、私通等の隱れたる醜行を防止し得べく、大いに男女道德を廓淸し得る效果ありとて、和蘭の實例などを擧げられたが、和蘭に之れあるは强ち避姙法實行の效果とのみは考へられない。或は歐洲諸國に猛烈に行はれる、醜業公認制度の廢止運動等の效果をも思はねばなるまい。又佛蘭西が避姙法の實行によつて人口增加率が最も顯著に、むしろ憂慮すべきまでに遞下しつゝある狀勢にあつて、その社會の男女道德が世界にすぐれて居るとは、未だ耳にせぬところである。

更に進で安部氏は避姙の萬能を力說するの餘り、同會席上田代博士が「性慾の抑制が心身の正常を維持する上に無害なるを說き、須く運動を盛にし、五體を疲らし、何物をも忘却して安眠を得せしめよ」との論旨に對して、我々は避姙法の實行に依つて、左樣な工夫の無用なることを知ると、安部氏の言ひ放たれたのは靑年聽衆のために果して如何のものであつたらうか。

□　□　□　□

私は安部氏に敢て反對するのが毫も本稿の目的ではない。私も亦夙に、今日の社會狀態、經濟狀態に在つて、避姙の實行を防止せんとして、遂によく防止すべからざるはもはや世界の自然的大勢であるかを窺知し居るものである。「出產率の遞下が速に實現することは、現世の文明と人道とを信ずる者すべてが日常の祈りでなくてはならぬ。」(H.Ellis)

私が今日までに到達して居る大體の歸結は下の如くである

一、避姙といふことには、獨り結婚者の任意的產兒制限 Voluntary restriction of child bearing on the part of them arried ばかりでなく、禁慾 Abstinence と、結婚の延期 Postponement of marriage といふことも、自ら之れに適つたものであると考へねばならぬ。性慾の抑制と結婚時期とは避姙の問題―人口調節の問題を論ずる者の忘れてはならぬことである。現に英國の統計長官は出產率遞下の七割は結婚者の任意的制限に原因し、一割七分は實に禁慾と結婚期の遲延に原因すると言ふてをる。

二、我國にて古來結婚上配遇者の血統選擇に留意して來たのは、自ら惡質者の子孫繁殖を制限若しくは斷絕させた筈であるが、實際上子孫を設けなかつたものは甚だ稀である。少くとも早晩結婚をしてをる。我國には近年に至るまで、男女何れにも、獨身を以て世を終るもの、西洋に比して如何に少なかつたかを想ふべきである。

三、身心異常低格の者にして、醫學上、優生學上恐るべき

遺傳的確なるものに對しては、國家法律の力を以て出産を防止すべきである。「望ましくない姙娠の豫防が醫者の手によつて禁ぜられることが、なほ今日窒扶斯、實布的里亞、又は結核病の豫防が當然正當のものと思惟されるが如き時代が來るであらう。(W.J.Robinson)

四、身心正常又は正常以上にして、經濟上子孫の教養力の十分なるもの(貴族、富豪の如き)は、無制限に子を産むがよい。この子等が成長の後、社會に對して奉仕すべき義務、責任は決して忌避させることは出來ない、しかすればこの階級の繁殖が爾他の生活の脅威とは強ちになり得ぬであらう。

五、性慾教育を完備し、純潔なる結婚生活の準備時代を健全に經過し、苟も不純の性交を恣にし、花柳病等に感染させぬやう、青年に對して十分の保護、警戒を與へる。

六、男女共何れも結婚生活に堪ふるだけの社會的、經濟的資格を得て、徐ろに結婚するは蓋しやむを得ぬことである。いよ／＼結婚したる曉は最初より妄りに任意的避姙法を實行するやうでは宜しくない。凡そ先の生兒が滿三歳に達したる後に次の生れるやうにする位がよからう。一夫婦二兒若くは三兒制などは採るに足らぬ。要は粗製亂造して親も子も人間らしき生活の出來なくなることを恐れる。幼兒の發育を阻害し、教育の機會を乏しくすることを恐れる。最初に生れる三人位を育てて後を打ち切ると言ふ考は斷じて矯正せねばならぬ。早婚者の子は往々にして低能であり。總領の甚六と言ふ諺もある通りである。統計上、後の方に生れるもの程心身健全のものゝあることは、優生學の權威ピーヤスン氏の明證するところである。

七、「避姙は婦人のために、特に裕福な境遇にある者を別として全體として。人類の進歩に必要な、獨立と、自己發展の階梯に到達し得る唯一の方法である」「A. More)との理由はやゝもすれば母態忘避の弊を伴ひ易い。我等は單に我等一個體の完成をのみ期待し、又望むことは出來ぬ。幾世代を經て向上進歩し、やがて悠久なる世界に圓滿具足の域に達すべき大理想の下に嚴粛なる生活を終始せねばならぬ。

八、最後の問題は、軍國主義と人口とのそれである。「人口の調節は、戰爭の閉止を保證するに最も有效な方法である」(A. More)とのことである。若し國民が何等の抑制もなく人口を增殖するならば、その國家は卓越なる兵力を得るであらう。さりながら所有社會的進歩は防げられ、全力は生命保存のために費されるであらう。若しそれに反して、國民各自がよく生き、よく進歩し、よく發達せんとする。眞の人間の理想を達せんがために、非人間的動物の本能を離脱して、その尊嚴と、財力と智力とに於て向上せんがために子孫を制限するならば、その國家は征服せられ、侵略せられ、その子孫は奴隷の境涯に陷るであらう。」(A. Napuet) ここに至て、避姙の問題は、やがて國際問題となるのだ。しかしながら過去幾世紀に亘つて版圖を擴張し來つたものが、今俄かに他國の人口的發展を目して、妄りに軍國主義を以て排擊せんとするものあるに至つては、その眞意に對して我等の警戒を禁じ能はぬところである。(九、六、二四)

避姙問題を讀んで

長野市　山口義緣（投）

私は五月號の避姙問題を拜讀致し安部先生と高島先生との御説を對照し面白く感じました最も二先生とも主義の立場を違にさるゝより自と説の異らるゝは當然の事と思ひます私も以前より此の問題に對しては少なからず興味を持ち淺いながらも研究致して居りましたから貴重の本紙を拜借致し私の淺見を述べさして頂き併せて御高敎を仰ぎたく思ひます。

私は何れかと申しますれば先つ安部先生の御説に賛成するものてありますから勢ひ高島先生とは反對の立場に立つを止むを得ません。

先づ高島先生の御説を吟味致しますと重に道徳的見地より割り出されあることに心付きました私は此の如き問題は道徳上より打算して直に道徳に及すが故に排斥すべしとは思はれません此の如き問題は宜敷く社會的見地よりして依て以て起る原因を究めねばなりませんと思ひます然らば社會的見地とは何か、現時の社會組織より見たる避姙の可否を定むる立場と云ひませう（語弊あるやも知れませんけれど此所に於て適當に表示する言語を知りませんから斯く云ひます）現時の社會組織に於て避姙の生ずるは止むを得ない事故てはないてせうか最も一二の例外の生ずるは止むを得ません此の例外なる道徳や法律や又當事者の良心の發露に待つて決すべきてはないてせうか例へば有り餘る資財あるにも係らず歡樂の爲めに爲したる場合の如きは宜敷く相當の制裁を加ふるが至當てせうけれど此等資財などを有せざる無産者に益々子を澤山に生ましむるは一種の桎梏てはないてせうか着るに衣なく食ふに食なく住むに家なき者に道徳上の罪人のと云ひ聞かせばとて決して是等境遇にある者は何等の痛痒も感じません古諺に云ひます衣食足りて禮節を知ると衣も食も足らない者に道徳を敎へたとて決して傾聽するものてはありません私は道徳を敎ふる前にパンを授へよと云ふに躊躇しません格言や道徳も時世の進運に依つて變革されたり消滅します何時ぞや下谷萬年町の小學校長が申しました働くに追ひ付く貧乏なしと云ふ格言は消滅せりと事實に於て消滅しました此の樣に格言や道徳も時世の進運に連れて變革ありますけれど古今一として變らないは性慾てす人、生ある以上必然の要求たる性の衝動や衝動の結果の姙娠は千遍一律更に變りません姙娠したる以上一定の時日を經過せば出産するは事實てす出産すれば親たる者の負擔の加重するは又否む事の出來ない事實てす性欲は人間の本能てす本能を理性に依つて御して行くは一時的のものてす決して永遠には不可能の事てす不可能の事を强ひるは不自然てす此處に於て窮後の一策として發見し得たのか避姙てす大なる者の生存するには小なるものゝ犠性になる事は止むを得ない事てはないてせうか現時の社會組織の樣に缺陷のみを有す社會に生れ出てゝ生

の喜びよりも生の苦しみのみ多いには勢ひ考へのある親は將來を慮り最少限度に子孫を殘さんとするは人情の然らしむる處てはないてせうか況して四面楚歌の立場にある吾國の如きは尚更らに考へねばなりません基督の古典にあります『生めよ繁殖よ地に滿盈てよ』と云ふ聖語も今は一種の皮肉となりました人も隨分生みもし繁殖もしましたけれど此の聖語を敎へて與れた國よりして吾等の此の繁殖な同胞を入れるを拒みます吾等繁殖な同胞は何所の地に於て滿たす事が出來ます遙か彼方の海を越せば住み人のない豐沃の地が澤山にありますが言語を左右にして入るを拒みますその排日を食ふ原因は第一に日本人が餘りに深山殖へるから嫌ふのだと彼等は申します最近の外電を見ますと米國では一般投票により米國より吾々の同胞を驅逐せんと掛つております投票の結果五萬點を得れば法律として吾々彼地にある同胞に應用出來ると申しますその五萬點を得るには至難てないと云ひます又日本に好意を持て居りました加洲知事スチブンス氏は國務大臣コルビー氏に對し警告して曰く加洲に於ける日本人の人口は最近十年間に二倍となり加洲は日本人に對し惡感情を抱くものにあらざれども日本人の蔓延を欲せず加洲は亞細亞人種に對し士地購入權又は借地權たる權利を與へざらんが爲め臨機の手段を探ることを可決せしも巴里講和會議中ランシング氏の票求により斯る法令を廢止せり然れども現況に鑑み目下斷乎たる行動を採るを必要なりと云ひました若し不幸にして此の如き要求が實現されましてあの莫大の加洲在住の同胞が歸つて來た曉には私等はどうするのてせう、何時ぞや外人が日本の國を踏査して稱して曰く『岩上の小國』と云ました、私は云ひます此の岩上の小國は是れ以上の人を入れたらば野獸にも劣る行爲をして遂ひには共喰ひても始まりはしないてせうか先頃南洋から歸された醜業婦五千人の處置にすら困却して居る日本てはないてすか住むに地がないとは何たる矛盾てせう何たる不自然てせうこれ程不自然事はありません間々住むに地があつても土地肥えずして良く堪へ良く忍ぶ吾が同胞ならては住む事の出來ない地てすけれども今はそれも叶はなくなりました彼の尼港事件を御覽なさい何と何ふ悲慘事てもう同胞は生きんが爲めには萬難を排して行きそして其の後あの樣に虐げられて異境の鬼となりました爲政家は住むに地のないものは海外へ行けと申します誰人かあの樣な目に遇はされて喜んて海外へ行く人がありますや今やあの寒い〳〵西伯利亞の奥深く行つて住んておるは私達の恥として居る賣笑婦のみと聞きました彼等と雖も已の生れた土地を嫌つてではありません適當の職業がないからてす私は此處迄書て來て切實に感じました四億の同胞を有する支那よりも三千萬足らずの米國人の方が人間がひがあると思ひます避姙の不自然よりも此の大きな〳〵不自然を改めねば駄目てす。

斯く云へば大層避姙を稱讚する樣てすけれど決してさうてはありません現時の場合止むを得ない事故てす。

大層永くなりましたそして本會の目的なる男女の貞操に關して更に言及しませんてしたが前號に於て安部先生が其の事に付ては詳にお話し下さいましたから私は他の方面を述べさして頂きましたのてす。

結婚改造と多産奬勵

法學博士　山脇玄

◆歐洲諸國に於ける生産率の衰退……死亡率の遞減も補ふに足らず◆

今や國際聯盟は成立した、併し是れは超國家的ではない、各國の聯合會議で强國の主張は重んぜられ弱國の主張は顧みられぬ。世界の單位は矢張り國家で、未だ國境が撤廢されぬ以上各國家は、何れも其の力を充實せしめねばならぬので、國力充實の最先方法として其の民族の勢力を扶殖せんとするには一面其數と、一面其の質とに考慮を費さねばならぬ。

先づ數の衛生に就いて考ふるに一民族の増殖して行く割合は其生産率と死亡率との差に依つて定まる。一民族の自然的傾向を判斷するには、死亡率よりも寧ろ生産率に重きを置かねばならぬ。死亡率は、文化の力に依つて人爲的に或る程度迄之れを低ふすることが出來る。之れに反し生産率の増減は、或る程度迄其の民族の心身元氣の自然の傾向である歐洲文明國に就いて其生産率の變遷を見るに、何れも六七十年前迄は年々増進し其處で絶頂に達し之れを限りとして歳々遞下して居る。之れは實に其の民族の將來に採りて憂ふべき現象である。

此等文明諸國は、一面其の文化の力に依つて個人的及び社會的衛生が發達し、或は衛生的設備を整備し、或は乳兒保護に意を注ぎ、以て著しく死亡率を減少せしむることに依り、此の生産率の減退を補つて居るのではあるが、然し死亡率の減退には自ら最少限度があつて、その限度を超えて死亡率を少くすることは不可能である。されば今や如何にして此の衰退に傾きつゝある生産率を挽回するやに就いて非常に苦心して居るのである。

◆晩婚の及ぼす民族衛生上の弊害……第一生産率を遞下し第二花柳病を増す◆

而かも生産率の減少は、専ら佳良なる階級に現はれ、不良なる階級には却て其の率を上昇しつゝある狀態で、其の原因として見るべきものは、一に晩婚である。晩婚は民族衛生上に有害なるは勿論である。

第一、之れが爲め生産率を低下する。ゴルトン氏の言に依れば、女子二十二歳にて結婚せるものゝ平均産兒數は、三十三歳にて結婚せるものに比し百年の後には四倍多くなり、二百年の後には十倍多くなるといふ事である。ルビン及びコステルガルト兩氏の報告には、男子二十五歳以下にて結婚すれば其の平均産兒數は、三・五人で、二五——二九歳は、三・二五人、三〇——三四歳は、三・〇二人にして、更に三五——四五歳は、二・二八人となり、四五——五〇歳の如き晩婚に至りては、僅かに一・一〇人である。

尚ほ知識階級に屬する人が晩婚に傾く

ことも疑ひなき事實で例せばジョンソン教授の報告に依ると、合衆國の一般女子の九〇%は四十歲前に結婚するも、大學卒業の女子は、四十歲前の結婚者は僅かに四五%のみなりと、尙ほキアトル教授の統計に依れば、ハーバート大學卒業生の產兒數は四分の三人、ヴーサー大學卒業生の產兒數は二分の一人で、共に一夫婦間に平均一人の子供さへ有し得ざる實情である。

晩婚が民族衞生に與ふる第二の大なる弊害は、之れに伴ふ花柳病、黴毒の蔓延である。長き獨身時代に於て不幸にして此の病毒に感染せんか、遂ひには其れを子孫にまで及ぼし、一家は亂離し延いて一國疲弊の因たるべく、實に慘の慘たるものとなり終るであらう。

◆日本に於ても生產率は大問題……先づ第一に實行すべきは『母の保護』◆

我が日本に於ては、生產率減退の問題は幸にして歐米文明國の如く急迫して居ない、が之れとても歐洲先進國の例の如く、一度最大限度に達すれば、之れを界として漸次下降するに至ることは豫想して置かなければならない。況んや歐米諸國は、其の大なる富と力とに依つて、社會的に個人的に衞生狀態を改善し、死亡率を低下せしむる事に依つて、生產率の低下を補塡して居るに反し、我國にては、尠くとも現下の狀態の示すが如き顯著なる死亡率を低下せしむる事が困難なりとせば、大和民族の將來に取つて實に由々敷大問題であらねばならぬ。しかも實際晩婚の風潮の如きは早くも我國にも押し寄せ來つて居るのは、年々の統計の明示する處で、今日に於て之が救治策を講ずるに非らざれば、絕大なる國禍を招くかも測り知れぬのである。

又民族の數の衞生上一日も早く實行を望むべきは、母の保護である。何れの世、何れの國にても其の國民の大多數は生活に餘裕なく、多數の子女を養育するの經濟上不可能となり、遂ひには何等かの方法により、人爲的に生產を制限する結果となる。

更に上流階級に於ても男子は或は晩婚に依り、或は放縱なる生活に依り、婦人は或は社交上より、或は容姿を重んずる點より、共に子女を生育する能方と興味とが薄らぎ行く傾向を現し來り、加之、文明に伴ふ貧本主義は富者をして益々富ましめ、貧者をして益々貧ならしめ、中流階級を漸次減少せしめ、其上自己の慾望を重んじて子孫を顧みるの暇なからしめ、遂には二人以上の子供を有するは愚なりと主張する所謂二兒制度等の思想が文明國に侵入するに至つた。

◆二兒制限說に對する批評……避妊は劣者を生存せしめ優者を消滅す◆

之れに就きファルベック氏の計算に從へば、二兒制度實行の場合には生產期にある婦人の八八%が悉く結婚するといふ最も都合良き場合を豫想しても尙ほ七十七年目には其民族は半減す」と。

又、グロートヤン氏は「一民族が克く必要なる增殖を繼續し得るためには一夫婦間に少くも三人の子供が五歲以上迄生育せられなければならぬ」といふ。

今より百三十四年前に彼のマルサス氏は、人口增加は食糧增加に比して非常に速進するといふことから立論して、人間社會の幸福は人口の制限に依つてのみ得られることを說き、今に至るも尙此の主義を奉ずる人がある、之れこそ實に民族發展に對する一大危害である。人爲的避妊は斯く數的民族衞生の上に、非常な損害を加ふるものである、獨り夫れのみに止まらず、民族の質の上にも大なる打擊を加ふるものである。

有名なる人種改良哲學者ピアソン博士は總領の甚六といふ諺の如く、統計上第一兒、第二兒の心身の發育の成績は、一般に夫れ以下の兒の成績に比して劣惡である。併し生產の人爲的制限によつて省かれるものは、不良なるべき第一兒第二兒ではなくて夫れ以下の優良の發達を遂ぐべき者である。避妊によつて劣者は生殘し、優者は消滅することになる。然ら

ば第一兒第二兒は禀性上夫れ以下の者に劣つて居るのであるかといふと、之れに就いては議論があることて、多數の學者は寧ろ之れを否定し、教養の仕方の善惡に其の主因を求めんとして居る。

然し其の原因は如何にあらうとも、二兒制度の如きものに依つて、心身の發育の比較的惡い者が殘ることだけは爭はれない。

◆母の保護に關する各國の施設……食糧問題、教育の徹底、紹介效濟◆

斯くの如き狀態であるから、母たるものゝ保護は、民族發展に至大の影響を及ぼすや論なき處て、現歐洲は殆んど總てが之れに熱中してゐる。卽ち母の保險を設けて收入に餘裕なき人が、一定の期間小額の金を蓄へて置けば、一朝出產した場合に十分休養し得る丈けの拂戾金を受け得るが如き、或は產兒を獎勵せんが爲めに子なき親より稅金をとり、之れを財源として多數の子供を有する親に其の子女の數に應じて稅金を輕減し、月謝を免除し、一定の保護金を下賜すべき案が立てられて居るが如きものである。

是れ等は、子なき人々が自己の安樂を貪りつゝある間に、子供を育て上ぐる爲めに親が如何に自己を犧牲に供して、國家の爲めに盡す事大なるかを思へば決して無理な立案てはない。我が國に於ける生產狀態は幸にして未だ他の列强の夫れの如く焦慮すべき狀態には立ち至つて居らぬ。然しながら今よりして、他山の石として結婚改造に附帶して此等の問題に留意する必要はある。

果して然らば此の際何の方面から着々設備せればならぬかと云ふと、人間生活の先決問題は何と云つても食糧問題て、之れが安定しなければ、何れ程心は焦つても肝腎な子女の養育に手が屆かぬのみならず、社會の爲めに働くなど餘裕のないのは無理もない。

今や我が東京市にも漸く諸處に公設市場が設けられて、日用食品を安價て供給しては居るが、其の設備の不完全の如きは最初の試みとして尙ほ忍ばねばならぬとしても、其の出品の方法や管理の仕方の當を得ぬことが多々あつて、是ては吾人の希望を滿足させる譯には行かぬ。府市當局は、いま一層茲に意を注いて次第に完成の域に到達する如に努力せねばなるまい。然うしなければ、漸く芽を出しかゝつた結構なる設備も遂い成長を見ずして、立消となる運命に陷らぬとも限らぬ、とは云ふものゝ民衆の切望は、日常缺くべからざる食糧の官營て、此處まで進まねば今の社會組織に於て生活安固とは云はれない。

次には國費を以て彼等の子女に完全なる普通教育を徹底せしむること、全國を通じて親切なる統一的職業紹介所を國立すること、勞働婦人の出產所、托兒所を設くること等が最も急務である。

◆人種改善上よりも戀愛中心の結婚……自由選擇に對する誤れる見解◆

次に民族衞生の第二の方面は質の改善てある。是れ實に人種改善學の領域に屬すべき問題て、民族の興亡に大關係を有するものである。

人種改善を基礎として如何に結婚の改造を行ふべきかと云ふに、何を措いても戀愛中心の結婚生活を實現するにある。

然かせんとするには、何よりも男女は强いられた結婚、受動的結婚を離れて戀愛に眼覺めた自發的な自由意思からの結婚に赴かなければならぬ。然ういふ結婚に赴く爲めには戀愛の自由と云ふことを十分に今の社會が承認しなければならぬ。男女は戀愛に眼覺めた其自由意思から自發的に、夫れ自ら配偶者を選擇する如にならなければならぬ。父母の命であらうが誰の命であらうが、自分の自由意思に反する結婚には斷じて應じないといふ覺悟を有つ如にならなければならぬ。

然う云ふ結婚にして始めて其の當事者たる男女は、結婚の幸福、家庭の幸福を

感ずることが出來るてあらう。世には然う云ふ戀愛覺醒の自發的な自由意思に依る結婚が、却つて當事者の不幸を釀すと云ふ如なことを唱ふる人も可なりにある如てあるが、事實又然う云ふ例も澤山あるてあらうけれども、强ひられた結婚、受動的結婚が釀し出す罪惡と不幸とに比ぶれば、夫れは恐らく比較にもならない程少ないものてあらう、況して其不幸が常に或は戀愛覺醒の第一歩に於て誤つたり、配偶の選擇に於て誤つたりした場合が多いのてある、つまり其の不幸が戀愛選擇を基とした自由意思の結婚其者に原因するのてなくて、其戀愛選擇其者の惡かつたことに原因する場合が多いからてある。此の意味て決して自由選擇に因る結婚其者を批難することは出來ないのてある。

◆殊に花柳病に對する結婚道德………並に法律上から遺傳病者の禁婚◆

今ま一つ、配偶者の生理的狀態を問題にすると云ふことが今よりも一層重大視すべきものてある。つまり酒亂、癲癇、天刑病其他惡性の遺傳病を有つて居る人は云ふまでもなく、花柳病に罹つて居る如な者は配偶者として互に拒絶すると云ふ習慣が今少し嚴格てあつて欲しい、殊に花柳病に對しては嚴格な不文律が結婚道德にあつて然るべきてある。流石に癲癇などに對しては、世人も可なり注意する如てあるが、花柳病などは、結婚道德上餘り問題にされて居ない如てある。是れは非常な間違と云はなければならぬ。

佛國のブリウと云ふ戲作家は、其作の一つて世の親達や娘達が結婚に臨んて其配偶者の容貌とか、身分とか地位とか財產の多寡など云ふことは充分念入りに調査するが、配偶者の身體檢査、健康か不健康か疾病があるか否かと云ふ如なことを殆んど不問に附して居るのを指摘し、其誤つて居ることを慨嘆して居る。

是れは全く其通りて、人種衞生の上から見れば配偶者の健康か否かと云ふことは、實に大問題となるのてある。我國ても今ま少こし此點に注意して、配偶選擇上の標準の一つに生理的狀態を附加し、花柳病などに罹つて居る人は、互に排斥すると云ふ如な嚴格な不文律を作つたならば、人種衞生の上ばかりてなく一般の性的道德の上にも、必ず有益な效果を齎すてあらう。

要するに、一面法律を以て遺傳病者の結婚を禁ずると同時に教育に依つて如何に稟性の發展を計るべきか、如何に遺傳の理法の重んずべきかを知らしめ、配偶の選擇を愼重にし、それが自己の自由意思に任すべきは勿論なるも、夢々其選擇を過らぬ樣にするを以て其本旨とする。

「雷の皷」

いよ〱東京市ても近い内に遊興稅を取らうじやないかといふ事に、當局部內ては既に決定して居るやうな事が屢々新聞などに散見するが、聞く處に依れば、これも例の掛聲許りて、實際のところ何時になつたら、そんな事が出來るやうになるのか、殆と豫想も出來ないといふ有樣なさうだ▲それにはいろ〱複雜した事情もあるといふ話てあるが、要するに花柳界側からの反對が其の主なる原因てあつて、それが爲めに何うしても思切つた處置を取る事が出來ないといふ話てある▲又或る方面からの非難の聲は『吾々が園遊會を催す際、藝妓を賴むと待合に準じて遊興稅を徵收するといふ事てあるが、それは甚だ不都合だ』とは、と電車問題、市場問題、下水問題、道路問題、其他政會政府問題のみ多くして、何の實行を見ないのは東京市てある。

漢字から觀た男女問題

廓清會評議員　高島米峰

我々は平素ローマ字を主張してゐる。日本將來の國字はローマ字にならねばならぬと信じてゐる。漢字は申す迄もなく象形文字で、眼て見て始めて分るのである。我々は永い間小さい時から慣れて來てゐるから、平氣になつてゐるが、子供の幼弱な頭に此の難解複雜の文字を詰め込むのは腦力の濫費である。これが若し音表文字であれば、何でもなく覺えられる。文字は思想を表はす記號に過ぎないから、態々苦しんで象形文字を用ふる必要は毫もありはしない。

いま英國では國民教育を八年にしやうとしてゐる。日本の教育は義務教育は六年だが、卒業してハガキ一枚書けぬ。つまり何もならぬ事を六年もかゝつてやつてゐるのである。二千何百字の漢字を覺ゆる爲めに腦力を空費して、内容が充實しない、若し音表文字を用ふるならば、今の儘で八年間やつたより成績が擧がると、私はいつも云つてゐる。その英國が六年を八年にしやうといふのだから、日本と比較したら大變な差になつて了ふ。

だから私は漢字などは亡びた方がいゝと思つてゐる。否臘典語や希臘語と同樣、漢語も將來に殘り、漢語を表はす漢字も殘るに相違ないが、之を我國の國字として用ゐる事は一日も早く廢されば、文化の發進を阻害すること甚しきものがあるとなすものである。從つて漢字廢止論者の私が、茲に漢字の問題を持出して彼是いふのは可笑しな譯である。けれども現在ではまだ羅馬字は手紙に書いても郵便局で宛名を飜譯する、下谷局では何でも美術學校に持つて行くさうである。美術學校では仕方がないから、これは博物館、これは圖書館、これは何處と漢字に飜譯してやつてゐるといふ。今の處では要するにローマ字は實用になつて居らぬ。されば暫く漢字の問題を考へて見るのも、強ち不必用の事ではない、況んや漢字に現はれた過去の思想を調べて見るのは、ローマ字論者と雖も矛盾の業ではない。即ち私は漢字に現はれた男女問題を『說文』を引くり返して調べて見たのである。先づ女といふ字の起原を調べて見るに、始めは



斯ういふ形で、全く人の形である。丸い處が頭で、横線が手、下が足である。即ち女といふ字の始めは人といふ字であつた。今でこそ男女の別が出來て矢釜しくなつて來たが、ずつと昔の女は人である。

それでは今の女は人でないといふ事になるが、今迄の男は横暴で、女を加工して自分の都合のいゝやうに拵へて了つた。併し女も元は太陽で、今は月の樣になつたといふが、如何にも尤で、文字の原始時代に於ては人といふ字であつたといふ事になると、女が太陽であつたといふ思想と丁度ぴたり出會ふ。母系時代に於ては女が中心であつた。女も元は偉かつたのである。それが色々の都合で女が男に追ひまくられたのであるが、最初はさうでなかつたといふことを文字の上から證據立てられるのは面白いではない乎。處が後になつて人といふ字が出來た。



之れが人といふ字の始めで、この直立してゐる棒は脛を示し、上に戴つて曲つてゐる方は肱を現はしたものである。或人は人といふ字は男と女とが

凭り掛つてゐる形であるといふが、說文にはさうてなく脛と肱とを以て人を表はしたと明記してある。さて人といふ字が出來ると、別に女といふ字も出來なくてはならぬ。女といふ字の始めは



妙な六ケ敷い格向てある。之は撿斂自守の心を象つて作つたと書いてある。撿斂といふのはしめくゝりをつけるとか整へるといふ意味てある。女は何が大切かといふと容儀を整へる、內面的には貞操を重んずるといふ樣な意味を含んてゐる、卽ち撿斂自守の形といふのは、しめくゝりをつけて犯されない形である。さう思つてよく見ると、そんな氣がしないてもない。次に進んて、



斯ういふ形になつた。これだと貞操を守るものだといふことがよく分る。要部に閂を嵌めてある。

斯樣に最初性の差別はなかつたのに、段々變つて來た。ずつと昔は地球中心說で、地球は靜止し天體がまはつてゐると思つてゐたのが、文藝復興の頃太陽中心說は壞れて地球が巡るといふ事になつた。同樣に人間中心說といふものがあつて、一切は人間の爲めに作られてゐるといふたが、ダーウヰンの進化論が出て、人間も生物の一部に過ぎないといふことになつた。それと同じく此の世界は男の世界て、女の知る處ならずといふ男中心說があつて法律制度も皆男によつて作られた。處が女も等しく人である。男中心說と共に女中心說といふとも云へる。教育の進んだ結果、男の橫暴に向つて戰はねばならぬといふ婦人運動が起つた。男と女とは性の違つたものであるが、原始時代は女も太陽であつたのだと、婦人の中には少數の人がさういふことを論ぜられるが、大多數はまだ我は人なりといふことが分つてゐるかといふと、お氣の毒に堪えぬ。女になる前に先づ人間にならねばならぬのに、人間にならずに女になつた。男も同樣人間にならずに男になるだから此の男女問題が中々分らない。いきなり男と、いきなりの女てある。今日迄は女は男のいふことさへ聞いてゐればよいといふので天下泰平てあつたが、女の教育が進んだ結果、男が困つて、這麼ことなら教育せねばよかつたと思つてゐる樣な有樣。けれども最早そんなことを云つても追つかぬ。女はよろしくもつと男を困らせなくてはならぬ、彼のイプセンのノラも人になることを忘れて女になつたのてある。今頃彼女は何處に行つてゐるか行衞不明てあるが、彼女は人にならねばならなかつたといふ點に氣がついて家出をしてしまつたのてある。

婦

之も女といふ字てあるが、これは細君といふやうな意味になる。讀んて字の如く女偏に箒て、女はお嫁に行つたら箒さへ握つて居ればよい。裁掃が婦人の役目てある。さういふ者を溫良貞淑としたが、いつ迄も女はかういふ文字を頂いて滿足してゐるへきてない、よろしく婦の字を改めて



といふ字にしなくてはならぬ。さうして拭箒も男女對等てあることにすべきてある。婦に對する文字は男てある。男は田んぼに出て力業をするから男といふ字が出來たといふ。と云つて何も男は悉く百姓をせよといふことではない。外へ出て働くといふ意味てある。女も箒といふのてなく、內に居るといふことを手近な箒に例を示して見せたと觀るのが至當てある。

婚

これは目出度い文字て、女偏に昏いといふ字てあるが、事實から成立つた字てある。卽ち女を貰ふのは大概黃昏てあるからだと說文に書いてある。また女は陰性だから昏いといふ字を嵌めたといふものもある。

姻

これは女は男に因るといふ處から出て居る。生れて親に從ひ嫁しては夫に從ひ老いては子に從ふといふ三從の夫に從ふ意味てある。此の二つの文字、婚と姻とが出會して男女が結合する。併し之は不都合の文字てある。旦那樣から月給を渡して貰つて遊んてゐたいといふなら別てあるが……。

娶 、、めとるは、女を取ると書く。掠奪結婚の風習から來たものと思はれる。這麼字を用ゐながら、一夫一婦なんかいふのは辻褄の合はぬ話である。斯ういふ字を使はれても御婦人方が平氣ならば全くどうかしてゐる。

嫉妬 これはやきもちといふ字だが、やきもちは女だけの特有てあるが、男には貞操はない、女を持つのは男の働きだと考へてゐる。が嫉妬は女の特有てはない、男の方にも同様にある。是は私の經驗から論斷するのてはない。私なんぞは頗る超越したものてあるが、一般には男女共通の弱點てあるのに、女だけの様な字を作つてゐるのは承認が出來ない、宜しくイ偏に改めて

⿰亻疾⿰亻石 となし、人間共通の感情としなくてはならぬ。況んや性的の嫉妬以外、政治的の嫉妬、學問、地位、權力、金力上の嫉妬といふ風に範圍を擴めて來ると、愈々以て女偏に限つて置くの不當を感ずるのてある。次に

姦通 といふ字がある。之は私は何と讀むか知らない。讀んでもあまり讀み榮えがしないだらうと思ふ。

併し斯ういふ事實が國法に示してあるから、存在するには違ひない。だが女が三人寄つた時に起るかといふとさうてはない。男が二人に女が一人の時に起る。そして男が一人で女が二人の時には國法は之を罪せぬ。偏頗な國法たるは明白て、婦人方は男に向つて戰を挑まねばならぬ問題てあるが、唯僅に矢島楫子刀自が八十餘歳て一人二十餘年間奮鬪してゐるのみて、外にはあまりさういふ運動がない。何故日本の法律は女だけを罰して男を罰しないかといふと、法律は男が寄つて作つたものだからてある。自分の不利益なことを規定しやう筈はない。日本の法律が如何に男子本位てあるかは、『女の心得べき法律』といふ書物を見ると分る。之は、、、第一文字が惡いのてある。女三人寄ればかしまし、位はまだ罪がない、無邪氣てあるが、斯う二字竝ぶとそんな意味てはなくなる。私が若し女なら、斯ういふ字を作る

嬲通 众通 男女共通といふ點から云へば、人を三つが正當だか、從來の姦通といふ文字に對する腹癒せには、男といふ字を三つ寄せて作りたい。そんな字はあつても無くつても構はぬ。現に木といふ字が二つて林になる。之にも一つ木を冠せると森といふ字になる。男を三つ竝べても不思議てない、馬といふ字を見ると全く馬の形で、鳥ても水ても川ても皆實物の形から來てゐる。新しく字を造るといふことも決して不都合なことてはない。現に

匁。俤。峠。凩。榊。糀。
辷。辻。颪。俥。艝。

は皆和製てある。俥や艝に至つては最も新しい。作つても構はぬ。潜越ても何てもないのてある。

仠 に、奸智、奸佞、奸雄、奸惡といふ風に、奸といふ字は隨分いやな字てあるが、此れも女偏てある。然らば、以上の惡德目は女の特性てあるかといふと、之も男女共通てあるから、人遍に訂正を申込むがいゝ。餘程女を奸惡なものと見たものと見える。佞の字だけは人遍になつてゐるが、それても尙ほ亡の下に女がゐる。

仸 妖艶といふ字がある。これはおばけといふ字て、なる程女は紅白粉

をつけて綺麗に化けるから女偏が適當かも知れぬ。殊に妖怪といふ時はどうも女に限るやうだ、男の幽靈などはあまり感心せぬ。併し之も女にのみ任せて置くのはお氣の毒だから、やはりイ偏に願はう。

仿

女は邪魔になるから引込んでゐろといふので、妨といふ字がある。けれどもいつ迄女が邪魔物ではないから之もイ偏にしなくてはならぬ。

傿

嫣といふ字もあるが、これも女だけかといふとさうでない。之も人偏にせねばならぬ。

傋

媾といふ字は媾和談判などといふ時に用ゐられると大變立派だが實はあひびきといふ字で、媾曳は女だけではないから人偏に訂正しなくてはならぬ。處が傋といふ字はある、おろかものといふ意味を持つた字だといふ者もあらう。なに構はぬ。どうせ媾曳などする奴はおろかものだらうから。

傔

嫌といふのはうたがふとか、いやがるとか嫌ふとかいふ字だが、やはり之は人偏がいゝ。

斯う考へて來るとどうも女偏のつくのは餘りいゝ字はない。今迄の女は男の壓迫を壓迫とも考へずゐう、として立つて來たといふ事が考へられる。

姫。妻。姙娠。

は最も適當て、姙娠を男偏や人偏に改める譯には行かぬ。

好。妙。

女に利益な字はないかと一生懸命探して得たのは此二つてある。之れは人偏に直さず女の誇りとして飽く迄保存して行くがいい。

婿。奴。

むこといふ字が女へんになつてゐるのは變だ。奴といふ字は女といふものが奴隷の樣にされて來たといふ意味になら考へられぬ事もないが、女のやつこといふ意味なら可笑しい。之は女の爲めに氣を吐くもので、女が男を奴にする。又は女が男を取つて來てむこにする字である。姻でも物の分つた婦人の中に婚てもなく、姻てもなく、共同生活を營んでゐる者があるその人達は今迄は必ず年下の男を對手にして自分の意志感情を恣にしてゐる。之は今迄女が男に壓迫せられてゐた反動として止むを得ぬ現象であらう。

最後に一言したいのは、女が中心とか男が中心とかいふことに執著してゐるの間違てある。あらん限りの横暴に屈從してゐたのは間違てあつた、間拔てあつた男は横暴てあつたが、女も間拔てあつた。併し男女互角のものてある。男から見れば男の世界だが。女から見れば女のものてある。男女中心て、どちらが偉いとか偉くないとかいふものてはない。男女共通男女平等の世界てあるものと考へる。西洋人は已の妻の事をベターハーフ（よき半分）といふ、東洋ては夫の事を良人といふ。それては西洋ては男は惡しき半分て、東洋ては女の方が惡人かといふとさうてはない。東洋と西洋と此言葉の中に女尊男卑と男尊女卑の思想が表はれてゐる迄てある。故にベターハーフと良人と、しつくり出會ふなら、そこに新天地が創造せられるてあらう。從つて女偏がどうの人偏がどうのといふ事はなくなるてあらう。（講演大要文責記者）

露西亞人の友愛性と慘虐性

大庭柯公氏

□徹底せざる露國觀

今日は尼港問題が盛んの折柄であるから、露國人の性質を斷片的に陳べて見たいと思ふ。但し今日の問題には直接觸れぬ積りである。ロシヤ人には人類や動物に對する友愛性があり、又其の反對に矛盾したる慘虐性があつて、所謂兩面性を有して居り、此ロシヤ人の研究には西洋人が手古摺つて居る。ロシヤ研究には大戰後の革命に依つて、大動亂となりたる爲め一層困難となつた。ロシヤ帝國の當時多くの人々は曰く、露國の軍隊は獨逸式であると。そしてニコラス第一世の此時も全歐を威嚇した。然るに何ぞ知らん此軍隊は平和なる農民に軍服を衣せた者の寄合ひであり、其携ふる所の銃は鐵銃にあらずして木銃である。彼のクリミヤ戰爭や日露戰爭に妖怪の皮を顯はしたのである。日本の外交官などはロシヤ宮庭の外交を見て、其下に壓迫せられつゝある最大多數の民を見なかつた。軍隊の如きも然りである。或る確かなるものを透して充分に研究することが出來なかたので、所謂皮相の觀に過ぎなかつた。

聯合軍の諸國や我國の本野氏の如きも、露國の宮庭の表面のみを見て居つた。彼の革命の當時英國の大使は比較的能く豫知して居つたが、併し其觀察が革命の根本中心に觸るゝに至らなかつた。實に露國は一大迷宮であつて、ケレンスキーが立つたと思へば直ちに仆れて、レニンが立つと云ふ風に變幻極りなしである。予は先般三度目に露國に遊りたるも觀察が徹底しない。併し今日の露國は無政府の爲め渾沌たると同時に、一面から云へば赤裸々となつたのであるから、之を充分に看取することが出來るようのものであるが、却々困難の問題である。

□東洋人を愛する特性

獨逸人の露國觀と米人の露國觀が夫れ〳〵に違ふ。獨逸人は今世紀の末になつても、露國が秩序整然たる優秀文明の國となることが出來ぬ。詰り今回の革命の爲めに餘程文明に遲れたる國であると觀察するのである。之に反して米國人は露國の復興を確信し非常に驚き畏れる、數年の後には必ずや驚くべき文化を齎らすであらうと觀察して居る。米人の近頃書きたる書物の中にある米國の看護婦の話に『看護婦の介抱を心に沁々と感じて難有がる者は、露國人が實に第一等であつて、他の歐米國人はそれ程でない』とのことであるが、私も露國人と長く交際した爲め此言を容易に肯定するのである。露國人は誠に日本人や支那人等に對し親切であり友愛の情に富み、同國人と格別の區分を付けない、然るに歐米諸國人は吾々日本人に對し差別を付けるから、非常に不愉快に感ずることがある。露國のトルストイやゴーリキイの鼻の形を見ても、亞細亞人的であるが如き感がする。

私が數度露國に參りたる時の實見を話すならば、汽車旅行の際などは露國人は吾々日本人支那人其他の東洋人を隔てなき友として、遊びの仲間を作るのである。彼等は實に天性のコスモポリタンである。東京日々新聞の布施君は露西亞通であり、私の親友である。今露國の方へ參つて種々觀察研究を遂げて居るが、必ずや善き土産を齎らし來ることであらうと思ふ。露國人は又馬を非常に愛する。一例を云ふならば農業用の馬車でも、門形の枠を作つて馬の頭部から口邊に當て硬きものや強き者が直接顔面其他に當らぬ樣にしてある。露國人は宗教や人種の異なる爲めに、無暗に殺すと云ふことはないと思ふ。米國人の書いた書物の内に露國人の先天的に受けたる特徵の一つは、相互扶助性である。又ボルセビズムの政策も露人は適當である。露人は權利の上に於ては歐米人の如く侵略的でない。

□地理的區別と殘虐性

露國人が殘虐性のあることは、一般研究者の認むる所であるが、茲に注意すべきは地理的に區別して考へて、決して露人を總稱せぬことである。大露人は北から中部に掛けて集合して居り、小露人は中部から南に掛けて部落をなして居る露の南北人の異なることは支那の南北人より甚だしい。大露人は遲鈍であつて何となく悠々として居るが、小露人は敏活悧巧である。お伽話には大露人を標的として書いたものが多い。小露の文學者ブースキー、コロンコーの著はしたものにも大露を顯はして居る。大露人たるモスコーの商人は大雜把である。次はバルチツク沿岸からポーランドに掛けての露國人は工業に精しいが狂暴性を帶びて居る。そして高梁索人種は一層殘虐性を有する本場である。其山水は明眉であつて彼の瑞西の如く美景であるのに、そこに住まつて居る人種が獰猛であり、狂暴であると云ふことは不思議である。併しそれは隣國より侵略せられ虐殺せられたと云ふ如き苦き經驗も、他面に於て殘虐性を一層助長せしめたのであらう。日露戰爭の時に此地方の露兵が捕虜となつたので、知ることが出來たのであるが、それは男子は勿論婦女でも子供でも胸に短劍を橫たへて居ることである。露國の博物館には人間の皮が陳列してあつた。露の軍人の皮を剝いたのである。

　南小露人は戰爭的、爭鬪的である。コサック兵の如き其一例である。そしてクリミヤ戰爭の時の殘虐は實に悽愴を極めた。要するに大露人と小露人と非常に違ふ。私は嘗て露軍に附いて行つたが、捕虜の鹵獲品の內に馬の筋を取りたることや羊の耳を殺ぎ又は牛の乳房を切りたるが如き狂暴殘忍の行爲を實見した。彼のユダヤ人虐殺事件の如き、それが能く顯はれて居る。露國人は一人の時は隱忍自重容易に怒らず、衆團を爲す時始めて狂暴の行爲を敢てする。彼のキシネフの虐殺をやつたのは、露國南方の村落らしき小さき町に行はれた。序に申すがユダヤ人に對する憎惡の考は獨り露國人のみならず、歐米諸國の人が皆そうである。露人は比較的憎惡の念が薄い、舊ポーランド領にユダヤ人の區劃があるが、ユダヤ人は實に社會的に交際がしにくい人種である。

□露國人殘虐性の原因

露國人殘虐性の原因の一つは、帝政時代の政治家が煽動したることである。今一つは永き忍耐力の破烈である。キシネフは一夜の內で決行した。是等の點に於て露人は天才肌である。一方に極端なる友愛同情を有すると同時に、他方に峻烈悽酷なる殘虐性を有して居る。アレキサンダーの碧血史などを見ると、實に冷靜從容たるもので、しかも其の實行者は靑年男女學生である。露國の諺に「正直の奴の怒る時は氣を附けろ」と言ふ事がある。今回の尼港事件に就ては吾人御互に冷靜に考へ、愼重なる對露策を講じて、大國民の執るべき公明嚴正なる態度を明かにする樣にしたいと思ふ。

（講演大要文責記者）

　地方農村に於いて十三歲より廿三歲迄の處女が三百八十四萬八千五十六人あり內女工が五十萬女學校卒業生が三十萬あるので差引三百萬人は女學校を出て居ない其の三百萬人の內に處女會員が百萬人ある珍らしいのはアイヌ處女會が出來て居る又廣島縣下では處女同盟が起り人格なき男子大酒家の男子及花柳病の男子とは絕對に結婚せざることの宣誓をして居る



娼妓病院手記（八）

此の稿は昨年の十月號即ち第九巻第十號の續きてあります（記者）

前某驅黴院看護婦　田口和子

望橋樓の八雲さんが自由廢業に成功して眞面目な人間になつたのは、つい此の二週間許り前の事てありました。どうした事てすか、警察ては極めて公平な處置をして與れたので、案外樂に廢業する事が出來たといふ事は、誠に感謝せなければなりません。

すると今日また廢業に就て新しい嬉しい出來事が耳に入つたのてす。それは矢張り同樓の榮さんといふ方が、生國の出雲より自由廢業屆と鑑札とを、こちらの警察署に送つて來たのださうてす。今から考へて觀れば、その榮さんといふ方はそんな事をするやうな方てはなかつたやうに思はれました。が、よく〳〵私の古い記憶を辿つて考へて見ますと、成程それては到頭思切つたのてせうといふ筋がないてもありません。それは何時頃だつたか判然と覺えては居りませんけれども、何ても河内さんといふ、氣丈な男勝りなそして割合世の中といふものを知つて居られるやうな風に見えましたあの方が、約束の年限さへ立派に勤め上げれば決して不足はない。それ許りてはない入る時に借りた金は一ヶ年足らずて、既に濟んで居る筈てすから、いゝ加減な事を云はれて勤めて居るやうな、そんな馬鹿氣た事は妾として出來ませんと云つて樓主の言ふ事を斷然刎付けたのださうてす。樓主の方ては『お前の方てはさういふ心算て居られやうけれども、私の方の計算ては未だ四百圓許りあるのだから、お前の勝手て廢められては非常に困る。若し私の言ふ事が不都合なれば、いくらでも廢めさして遣るから、今直ぐに玆へ百圓といふ金を揃へろ』といふのださうてす。ところが何處を何う工面したものか、百圓といふ金を揃へそして樓主の顔へ叩き付けて、それよく見て取つて置けと許りに、さつさと廢業して出て行つたさうてす。

或日榮さんがさう私に話されたのてす。其の時私は徹頭徹尾、それは感心な人ださうなければなりませんと頻りに賞めそやしたのてす。すると榮さんは非常に癪に障つたと見えて、何の偉い事がありますか、それを偉い抔といふあなたも實は矢張り河内さんのやうに義理も人情も知らない獸のやうな類な人なのてせうと。それは〳〵むきになつて怒出したのてした。私は其の時何とも云へません。只だあなたも、あなたのお朋友の河内さんが、どうしてそんな事をするやうになつたかを、よくお考て見なさい。義理や人情が何うの斯うのと仰言いますれども、その義理や人情が正しいものてありませうか、何うかよく考へて御覽なさいと私は和ぎの心て話して別れたのてす。

其後、日はずゐぶん經つたやうに思へます。

或日の事病院に來た榮さんが、前とはまるて變つて、全く別人のやうな態度て私に話されるには『此の間れ、あれから歸つて私は隨分考へたのてすよ。すると成程、私は馬鹿だつたといふ事がよく判つたのてす。あの時私はあんな事を云つて、あなたに喰つて掛つたのてすが、後てよく考へて見ると、何てあなた樣にお詫をして良いやら、私の心が搔撈しられるやうな心持ちがして何となく凝乎として居られないやうな、せか〳〵した心て居るのてす。

いま迄の私のやつて來た事を考へて見ると全く馬鹿氣て居りましたといふ事を染々口惜く思つてなりません。人樣が眞面目な事を言ふと、何の寢言を云つて居るといふやうな、其の人が何だが馬鹿氣て居る人のやうに見えて仕方がなかつたのてす。商賣さへして居れば、男は妾達の云ふが儘になつて、まるて人形のやうて面白くて面白くて仕方がない斯ういふ商賣を、不眞面目な商賣だから早く廢業して眞面目な事を遣つたら何うかといふやうな事を仰言れると、頭がむか〳〵してならなかつたのてすが、實は頓だ私の心得違ひてした事が判つたのてす。そして熟々いろ〳〵な事を思ひ浮べて悲しくなつて居る矢先、或る日の事、我樓の靜香さんの話が出て『あの人も最う四十になるのに、年が明ければ又た次へ〳〵と、いつ迄經つても出る事が出來ないて、ぐず〳〵年を老つて畢ふ、あんなやくざな者もないものだ』といふてはみんなが笑ひ崩れて居るのてす。私は此の事を聞いて、みんなはあゝして他人の事のやうに笑つて居るけれども、實は他人の事てなくて私達の身上てはありませんか。それがよくも憶面もなく笑へたものだといふ考へが起きたんてす。さうなると私は、此の儘斯うして迂濶にこんな商賣を續けては居れない事を悟りました』と、染々私に話されたのてす私は此の時どんなに嬉しかつたか、今ても

其の事を思出す度に何とも云へない心持ちの宜い感じが致します。

それから幾日か經つた或日の事、彼女は『お母さんが病氣ですから、看病の爲め旅行します』と云つて、歸つた儘幾日經つても再び歸つて來ないので、樓主が氣を揉むでゐる矢先、今度のやうな事を遣つたのです。私は彼女の身上に幸福の光が射して來た事を喜ばればなりませんてした。

九月廿日(土曜日)

私は、私の日記として毎日こんなくだらないやうな厭な事ばかりを書く事は全く心苦しくてならないのです。けれども來る日も〳〵此のくだらない花柳界の一端に身を入れて、そして其處に彼等と極めて接觸の機會の多い仕事をして居るといふ事が、既に純な清らかな事を書き得ないやうな事になつて畢ふので、毎日のやうに彼等の日常生活といふものや、彼等の性癖や其他種々樣々な他の社會では殆ど見る事の出來ない一種不可思議な出來事に遭遇しつゝ日を送つて居るので、何うしても矢張り斯ういふ事を書くやうになるのです。

今日も今日とて、一ヶ月ばかり前に自由廢業のやうな方法て、出て行つて畢つた緑屋の藝妓が今では長崎の某紡績會社に働いて居るといふ事を探したから、これに就いて何ういふ方法を取つたら宜いかといふ事を各樓主が又復事務室に大勢集つて會議を初めたのです聞いて居ると却々いろ〳〵な議論が出て纏らないやうてしたが、結局辯舌の達者な男として通つて居るTといふ男と、腕力ては廓内切つての豪の者だとして通つて居るAといふ男等が、警察の證明書やら依頼書やらを持つて、長崎に出掛けて行つて嫌でも應でも引張つて來やうといふ事になつたのです。それに就ては其處に來て居た一巡査も其の事件を引受けられたやうてした。

* * * *

此の有樣を目前に見せつけられた其の時の私の心は全く死せん許りてした。そして神にお祈りをして『何うか神樣、あなたの御手に依つて、人の子を罪人にするやうな商買を辭めて神聖な勞働に就いて居ります彼女が、どうぞ彼等のやうな惡魔の手に捉はれないやうに』と。暫時の間彼の女の幸福の爲めに熱禱を捧げました

卅日(水曜日)

今日はいつもの檢査日なので、朝から續々とやつて來ます。すると遊びに來てゐたN樓主が『女といふ奴は因果なものだナ。あれが普通の人間なら死んでもあんな事は出來んがなア』と、眞面目な人間のやうな事を言ふので、側に居た者が例に依つて默つては居りません『何だつてネ大將。よくもあんな事を平氣でされて居るつて、眞個に人を馬鹿にして居るよ。誰が好きでこんな事をされて居る奴があるものか。此のやうにされる事が外聞が惡くて氣の毒に思つたら、妾達をみんな廢業させて大將も眞面目な商買をやつたら何うだネ』と突掛つて行くのです。樓主は默つて居れば宜いのに、又た之れに應戰して『如何に商賣だからと云つてよ。之れが人間のする事がいよ』と。さア皆がいよいよ默つては居らないやうに焦燥ぎ出して來て『だから廢業させて呉れと頼むて居るんじやないかネ。ネー大將後生だから頼みますよ』と、小供のやうに手を合せて拜む眞似をして戯れて居るのです。すると『そんな事をした日には、俺達の腮が干上つて了ふわ』と、到頭本音を吐いて眞面目になつて畢ふのです。

眞面目になつて本音を吐く樓主の口から、それては我々の腮が干上つて了ふといふやうな、當然これは立派な人間として恥ない一つの業であるといふ觀念を持たせしめたものは、それは一體どこから來て居るものてせうか。私は現在の公娼制度が、彼等の考へをして事茲に到らしめたものと信じて疑はないのです。言ひ換れば政府が之れを公けに許して置くのであるから、當然之は他の業と同じものであつて、決して恥づべき業てはないといふやうな考へを持つに至つた事と思ひます。今更私は茲に其の是非などを論じません。只だ此の日記に依つて、彼等の考へが他の社會の人達の考へと、隨分離れた隔てがあるといふ事を考へて頂きたいのです。

十月二日(金曜日)

いつとは無しに底冷えのする空氣が、日増に攅つて來て、時折此廓の屋根にも面白いものが下りる樣になつて來た。ほかの世とはすべてが異つてゐる、此の遊廓にも秋らしい氣分は其處こゝに味はられるやうになつた。そして此處にも自然の手は容赦なく押拂ゑて來て、今まで心にもない無理な勤めに靈と肉とを削りつゝ、其の日その日を過ごして居る多くの姉妹達にも、其の力の或るものが喰入つて、中には到頭それに屈せられて畢つた幾人かの不幸な者が出來るやうになつたのです。

ペンキ塗りの病院、そこに小春日の淡い光がウツスリと當つて、物淋しいやうな空氣がます〳〵冴えて來ると、都會の雜音が其の儘響き渡るやうな午後の二時頃、私は何氣なし窓に凭れて外を眺めて居ると、キラついてゐる太陽の光線を除けるやうにして、見たばかりて何となく肩で呼吸をしてゐるやうな、之れも彼等の仲間である或る一人の女が病院へ近いて來るのです。私の處へ來て少し休ませて下さいと云つて息苦しい呼吸をしながら中ば亂れてゐる髪を掻き上げ『いよ〳〵私も國へ歸れる事になりました』と、拗るやうな口調て言ふのです。此の人は有明樓の若葉さんと云つて、もとは隨分座敷も多かつたさうてすが、不自然な生活と、不自由な心とは遂に彼女をして、聞くも傷はしい肺結核といふ病を冒さしめて畢つたのです。けれども極非道の樓主は、彼のその病に對して一種の恐怖に驅られて居たと同時に、又た彼に貸した金の計算に就て算盤を離したくない計數的の愛着心があつたのてせう彼女が斯る病氣に冒されたといふ事を醫師から聞くと共に、彼女をして出來る丈け又た彼の女が脈のある間は決して自分の手から離さうとはしなかつたのです。

さうした生地獄のやうな中に、息苦しい身體を支えて、心にもないお世辭と愛嬌とに依つて、多くの遊客に接しなければならないといふ事は、全く聞くだに涙が自づと湧いて來ることてす。

編輯之後

▼先達ての總會は人數に於ては多數でなかつたが、理事諸君は殆んど全部出席されたし、內容的には盛んな集會であつた。殊に夜の講演會の方は無慮二千人といふ本部空前の盛會を極めた。詳細の報告は之を次號に發表する筈であるが、辰野支部の林正善君は、その爲めに態々上京された。

▼其代り今夏島田會長の出張の承諾も得られるし、秋季に於ては、辰野附近の伊那高遠松本其他の隣接町村に大運動を起すといふて喜んで歸られた、相變らず熱心なる意氣込は、人意を强うするに足りる。

▼能代支部の淺野吉十郎君は、總會より十日ばかり後れて上京されて甚だ殘念であつたが、同君に會つて意々能代支部の理想的活動に感歎敬服して了つた。いま支部活動の一例を語らんに、兒童の活動寫眞觀覽を弊害ありと認めたる廓淸會支部役員は、警察官立會の上にて活動館經營者(常設館三館あり)三人と會見し、別に晝間兒童デーを設け、夜間は一切兒童の觀覽を拒絕すべしと交渉し、營業者等は東京に於てすら、甲乙の撤廢をなして自由に兒童を觀覽せしめつゝあるに拘ずやと反對したるも、役員諸氏は、東京は兎もあれ、能代に於ては、兒童觀覽の弊害を認むるが故に、町民の幸福の爲めに夜間兒童の入場を拒絕すべし。卿等は能代町民の同情によりて營業し乍ら、能代町民の幸福を眼中に置かずして經營する積りなりや、果して然らば我等にも覺悟があると述べ、遂に其目的を貫徹したといふ事である。

▼これは單に問題その者が正義なるが爲めのみの成功とは云へない。廓淸會が同地に勢力あればこそである廓淸會の役員の主張は直に能代町民の正義の聲であるから、利得一方の營業者も泣く〻〻應諾せざるを得ないのであつて、警察官は勿論廓淸會の味方で、現に遊廓發模者や、活動館に入場した兒童を、廓淸會員と共同て一々誰何して調査し其父兄に警告したりして來たのである。斯うなると廓淸運動も全く理想的で、事實に於て着々成績を擧げつゝあるといふ。其他勞働問題普選問題等になるまで、廓淸會は其中心であるといふ色々な組織的運動の有樣を聞いて、近頃最も愉快を覺えた。

▼內務省にて七月二日迄に許可せる各地方府縣の遊興稅及觀覽稅は北海道京都府以下二十三縣に亘り、市二十五、町二十三、區村各二、計五十にて、平均は免稅點二圓五十錢、賦課割合百分の五にして、其實施成績頗る良好であると、尙現在認可申請中及び調査中のもの十餘個所であると。

▼吉原の娼妓の數は年々減る一方であつたが、去月に入つては反對に十五名程增加した。原因は女工達が不景氣の爲め工場の閉鎖に合つて、一家の犧牲になり泣く〻〻娼妓を志願するのであるといふ。

▼近來學生の風紀頽敗は實に甚しくなつた樣だ。先日某博士の息で帝大の學生が、藝妓と琵琶湖で心中したなども其適例で、京大の學生が土木課の技手と女の事で喧嘩して、警察の厄介になつたり、這麼例は枚擧に遑がない。

▼帝大の教授連は、某博士の息の心中を評して、あの謹嚴な博士の息子だから、眞面目に心中したのだ、僕達の子だつたら、女をおもちやにし、親爺の財產を持出して、しまひには實印迄も盜み出すだらうと云つて笑つたといふ。ナル程心中したのはまだ眞面目の方だらうが、何しろ對手が醜業婦で、醜業婦を戀する如きは其人格の低劣なる譏りを免るゝ事が出來ぬ。つまり藝妓などに接近したのが間違の始めである。

▼學生の風紀頽敗と共に、女教員の頽敗も實に頻々てある、先達て大阪築港附近で、通行人より五十錢を貰つて淫賣を働いてゐた某なる女は、此間迄小學校の女教員であつて、奉職中男教員と通じて同棲してゐたが大正四年に離緣となつて淪落の淵に陷つたのだといふ。また長野師範生が、某小學校の女教員と驅落して二見ヶ浦で心中を圖つたのも皆先月中の事である。最近又石川縣の實科女學校の小使を殺害せんとした嫌疑で、目下取調中の同校女教員某は、宿直室に情夫を引入れて媾曳してゐる處を小使に發見されたが、同女教員は近日某郡長と婚約成立つて、式を擧ぐる筈になつてゐたので、それが小使の口から破談になるのを恐れて毒殺を圖つたものとの噂である。

▼廣島縣双三郡三次町では、遊廓設置方を廣島縣知事に對し申請中であつたが、此程同申請書は却下された又同縣にては、吳工廓支廓の設置せらるべき賀茂郡廣村よりも右の申請書來りたるも、これ亦却下された。

▼英國では此程常習酩酊者の離婚を許可する法律案を通過した。英國の如き離婚の矢釜しい國で、飲酒家を離婚の條件として許すに至つたのは、我々禁酒運動者にとりて好材料といふべきてある。

▼大阪堀江遊廓に於ける藝妓の身元を調査した處を聞くに左の如くてある。

貸座敷業	三〇
青物商	一五
菓子商	一〇
鍜冶職	九
米商	九
材木商	八
洗濯業	七
生魚商	六
大工	五
鼓鑑師	四
傘商	四
下駄商	四
呉服商	三

諸會社員	一六
建築業	一三
理髪業	一〇
古物商	九
炭商	九
料理業	八
指物師	六
左官職	六
張物業	五
紙商	四
洋服業	四
小方業	三
其他	

大正九年七月十日印刷（毎月一回十日發行）
大正九年七月十日發行（一部定價金二十錢）

編輯兼發行人　神田區今川小路一丁目三番地　伊藤秀吉
印刷人　小石川區大塚窪町一番地　久保民生
印刷所　本鄕區眞砂町三十六番地　日東印刷株式會社
發行所　神田區表猿樂町十番地　廓淸會發行所
電話神田四〇二〇番
振替東京二七〇七二番

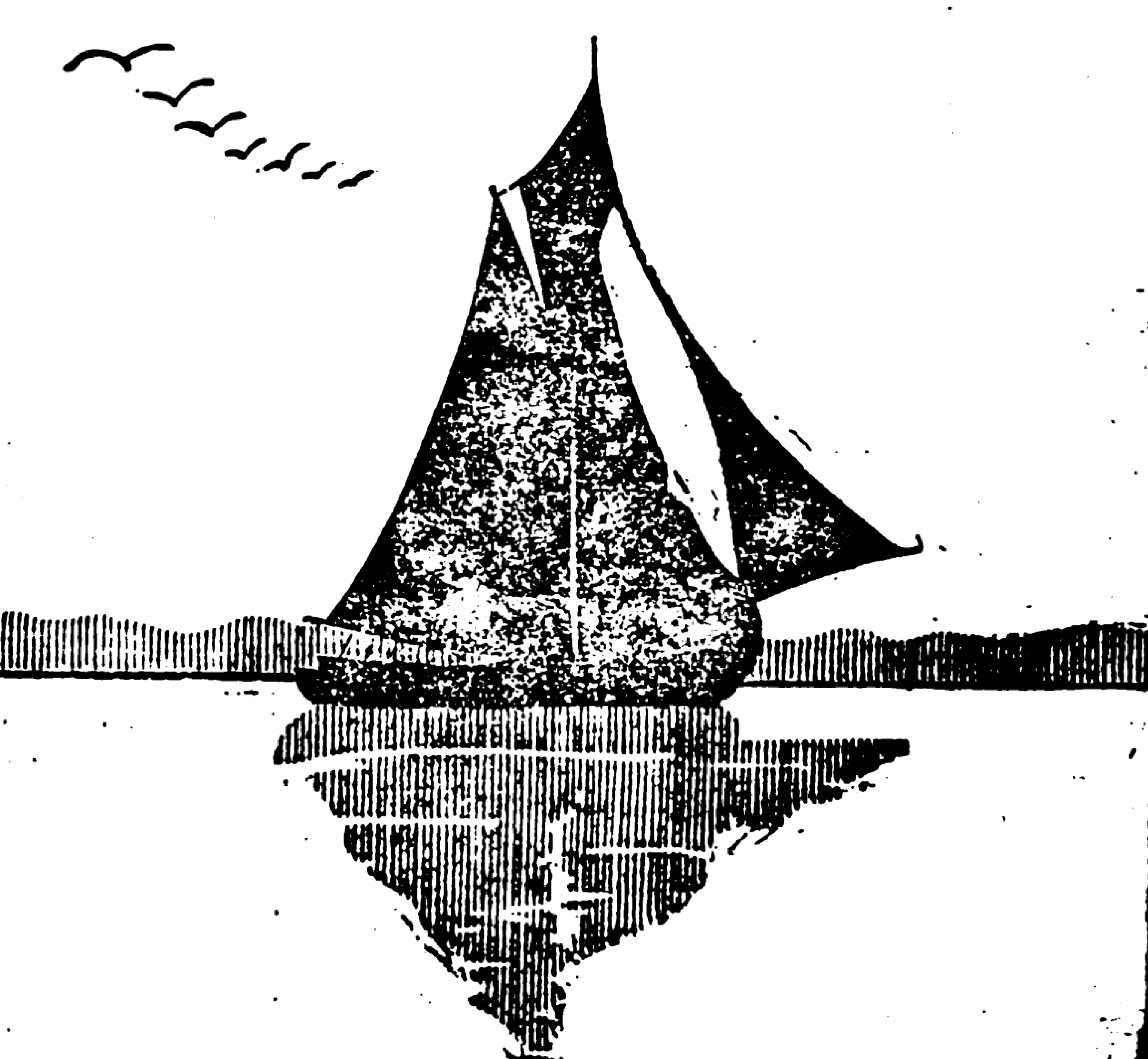
（大正七年十一月一日第三種郵便物認可
大正九年七月十日印刷納本）（毎月一回十日發行）

They like its keen, fresh taste. A week's trial should suffice to make Club Tooth Powder your favourite.

緊張した新しい力の充實を覺えます朝の

クラブ齒磨

口當りの爽快は天下一品



大賣捌所
東京堂、東海堂、上田屋、
警醒社、北隆館、文明堂、

定價一冊金二拾錢